

厚生労働省 平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

平成 30 年度

社会福祉法人に設置される会計監査人の
導入効果等に関する調査研究事業

平成 31 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

《目次》

はじめに	1
(1) 調査の背景・目的.....	1
(2) 検討の視点と範囲.....	1
(3) 検討体制	1
(4) 本報告書における会計監査人の定義について.....	3
第1章 社会福祉法人への会計監査導入の背景.....	4
1. 導入の背景・趣旨.....	4
(1) 社会福祉法人とは.....	4
(2) 会計監査導入の背景.....	4
(3) 社会福祉法人のガバナンス.....	6
2. 会計監査制度の概要.....	8
(1) 公認会計士等による会計監査.....	8
(2) 会計監査人の役割と責任.....	8
(3) 社会福祉法人が受ける会計監査.....	10
(4) 会計監査の対象.....	11
(5) 会計監査人による監査の流れ・イメージ.....	12
(6) 会計監査を行うことによる監事監査・指導監査の負担軽減.....	14
第2章 会計監査導入の効果・課題に関するヒアリング調査.....	18
1. ヒアリング調査項目.....	18
2. ヒアリング結果.....	19
(1) 社会福祉法人 A.....	19
(2) 社会福祉法人 B.....	21
(3) 社会福祉法人 C.....	23
(4) 社会福祉法人 D.....	25
(5) 社会福祉法人 E.....	27
(6) 社会福祉法人 F.....	29
(7) 社会福祉法人 G.....	31
(8) 社会福祉法人 H.....	33
第3章 会計監査導入の効果・課題の検証.....	36
1. アンケート調査の実施.....	36
(1) アンケート調査実施対象法人の事業種別ならびに事業規模.....	36
(2) 調査票の改定.....	38
(3) 調査票（確定版）.....	39

2. アンケート調査回答状況	45
3. アンケート調査の分析フレーム	45
(1) 中・長期的に期待される効果（総括編）	45
(2) 現在の課題・取組み状況に関する法人と会計監査人との認識比較	45
(3) 現在の課題・取組み状況と今後の改善水準との比較	46
4. 分析結果	47
(1) 中・長期的に期待される効果（総括編）	47
(2) 現在の課題・取組み状況に関する法人と会計監査人との認識比較	55
(3) 現在の課題・取組み状況と今後の改善水準との比較	59
(4) 改善の「必要性」と改善の「意欲」との統合指数	63
(5) 会計監査導入に関する課題	64
第4章 会計監査導入の効果・課題の検証	68
1. ヒアリング調査から得られた結果	68
(1) 会計監査導入の効果	68
(2) 会計監査導入の課題	68
(3) 監査報酬額の水準	68
(4) 会計監査導入による法人の事務負担	68
(5) 会計監査導入に対する今後の期待	68
(6) 次年度以降の継続意向	69
2. アンケート調査から得られた結果	70
(1) 収益算定要件の確認体制の整備・充実	70
(2) 自法人の強みや課題の明確化、中長期的視点での経営に向けた意識の確立	70
(3) 会計監査人のひっ迫に関する懸念	71
3. 委員からあげられた意見	72
(1) 会計監査導入について想定される効果	72
(2) 会計監査導入について想定される課題	72
最後に 小規模法人の課題～専門家の積極的活用に向けて～	75
<参考資料>	76
1. 社会福祉法人 豊芯会	77
2. 社会福祉法人 杉の子福祉会	80
3. 社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団	82

はじめに

(1) 調査の背景・目的

「社会福祉法人制度改革」の一環として、社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上等を目的に会計監査人制度が導入された。

会計監査人の設置が義務付けられている社会福祉法人は、現在、収益 30 億円超又は負債 60 億円超とされているが、今後、対象範囲の段階的な拡大が予定されている。

そこで、段階施行の具体的な時期および判断基準を検討するために、会計監査人による会計監査の導入効果を調査することとした。

(2) 検討の視点と範囲

会計監査人による会計監査の導入効果については、「社会福祉法人会計監査人設置モデル事業」(以下、「モデル事業」)にて、現在、設置義務の対象とならない法人を対象に会計監査人設置の効果と課題について具体的検証を進めている。

本事業は、「モデル事業」を実施している社会福祉法人を対象にアンケート調査を実施し、社会福祉法人にとっての会計監査導入による効果および会計監査を導入する上での課題を整理し、今後の会計監査導入に向けた各種検討の基礎資料とする。

なお、平成 29 年度にアンケート調査を実施した法人を対象に、本監査終了後の効果・課題を確認するためのヒアリング調査を実施した。

(3) 検討体制

社会福祉法人制度および会計監査実務に精通した学識経験者、公認会計士および法人経営者により構成される検討委員会を開催し、課題整理、施策の検討を行った。

<検討委員会委員>

梶川 融	日本公認会計士協会 公会計協議会 会長
金子 良太	國學院大學 経済学部 教授
木村 哲之	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長 社会福祉法人愛の会 特別養護老人ホーム笠間陽だまり館 施設長
澤田 和秀	公益財団法人日本知的障がい者福祉協会 社会福祉法人秀愛会 理事長
柴 毅	日本公認会計士協会 常務理事
武居 敏	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会 副会長
馬場 充	日本公認会計士協会 非営利法人委員会 社会福祉法人専門委員長
早坂 聡久	東洋大学 ライフデザイン学部 准教授

(敬称略 五十音順)

<事務局(作業チーム)>

宇都 隆一	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
-------	---------------------------

野中 美希 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
梅津 麻子 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

委員会の開催内容

回	開催日時	検討内容
1	平成 30 年 6 月 4 日	・ 事業概要案 ・ アンケート調査票案 ・ 会計監査導入後のヒアリング候補法人・スケジュール日程
2	平成 30 年 7 月 30 日	・ ヒアリング調査結果報告 ・ アンケート調査票案 ・ 専門家活用に関する事例研究について(案)
3	平成 30 年 10 月 9 日	・ 専門家活用に関する事例紹介（3 法人） ・ アンケート調査対象法人
4	平成 31 年 2 月 22 日	・ 報告書案の中間報告
5	平成 31 年 3 月 11 日	・ 報告書案の取りまとめ

(4) 本報告書における会計監査人の定義について

公認会計士による会計監査制度については、第1章2.(3)に記載の通りであるが、公認会計士の会計専門家としての業務は多岐にわたるため、以下で整理する。

公認会計士の業務は、公認会計士法第2条において、同条第1項にて会計監査（公認会計士による独占業務）が、同条第2項には公認会計士が実施する監査以外の業務が定められている。

① 会計監査の種類

会計監査は、公認会計士が一般に公正妥当な監査の基準に準拠して実施する財務諸表等の監査であるが、これを大別すると、法律で定められている法定監査（金融商品取引法に基づく監査、会社法に基づく監査、社会福祉法に基づく監査などがある）と、法定化されていないが、監査を受けたい法人と公認会計士が任意に監査契約を締結して実施する任意監査とがある。任意監査といえども、公認会計士が一般に公正妥当な監査の基準に準拠して実施する財務諸表等の監査には変わりがないため、両者の相違は“法定”されているか否かにある。

② 会計監査人

法定監査において、公認会計士が監査を受ける法人の機関として位置づけられている場合、その機関を「会計監査人」という。会計監査人を機関として設置している法律には、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、農業協同組合法、消費生活協同組合法、社会福祉法等がある。

一方で、法定監査において、公認会計士が法人の機関として位置づけられていないものとしては、金融商品取引法に基づく監査、私学振興助成法に基づく監査、医療法に基づく監査等がある。

③ 本報告書における会計監査人の定義

社会福祉法において、会計監査人が必置となるのは第37条の定めによる会計監査人設置義務法人のみであるが、法36条第2項の定めにより、定款に会計監査人を設置することも可能であり、この場合も法人の機関としての会計監査人となり、法定監査となる。

一方で、本事業におけるモデル事業対象法人は、いずれも会計監査人設置義務法人ではないが、定款に会計監査人を設置しているケース（会計監査人、法定監査）と、定款設置とはせず法人と公認会計士が任意に監査契約を締結しているケースが混在している。

本事業の目的である「公認会計士監査の効果と課題を明らかにする」という視点に立つと、両者には相違がないため、これらを総称して「会計監査人」と表記することとした。

第1章 社会福祉法人への会計監査導入の背景

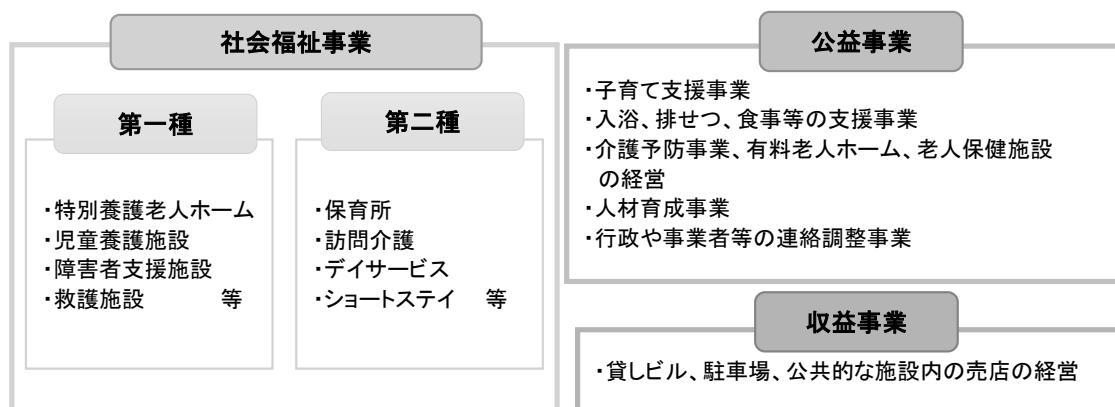
1. 導入の背景・趣旨

(1) 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）に基づき設立される法人であり、社会福祉事業以外にも公益事業と収益事業を行うことができる。

社会福祉事業には、第一種社会福祉事業および第二種社会福祉事業がある（法第二条）。第一種社会福祉事業の多くは入所施設サービスであり、経営の適正を欠いた場合、利用者の人権擁護の観点から問題が大きいため、确实公正な運営確保の必要性が高い事業として位置付けられ、その経営主体は原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人に限られている。一方で、第二種社会福祉事業は、比較的用户者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業とされ、経営主体を問わず届け出をすることで事業を営むことができる。

図表1 社会福祉法人が行う事業の概要



（出所）厚生労働省「社会福祉法人の概要」、
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/01.html>, 2019年3月4日アクセス。

(2) 会計監査導入の背景

社会福祉法人は、社会福祉を目的とする法人であるが、昨今の福祉ニーズが多様化・複雑化する中、公益性・非営利性を備えた法人としての役割がますます重要となっている。

そうしたなかで、今後も社会福祉法人が我が国の社会福祉の重要な担い手として国民の期待に応えられる存在であり続けるべく、社会福祉法人制度改革を推し進めることとなり、改革案を検討するため、厚生労働省において「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（座長：田中滋（慶應義塾大学名誉教授））が平成25（2013）年9月に設置された。平成26（2014）年7月には、「社会福祉法人制度の在り方について」が検討会報告書とし

て取りまとめられた。同報告書では、社会福祉法人制度改革の論点として、「地域における公益的な活動の推進」、「法人組織の体制強化」、「法人の規模拡大・協働化」、「法人運営の透明性の担保」、「法人の監督の見直し」の5つが掲げられた¹。そのうち、「法人の監督の見直し」の一環として「財務に係る外部監査の活用等」が挙げられ、一定規模以上の社会福祉法人に対して、公認会計士等の専門家による外部監査の義務付けを検討することが意見として盛り込まれた。

同報告を受け、平成26(2014)年8月より社会保障審議会福祉部会(部会長:田中滋(慶應義塾大学名誉教授))において社会福祉法人制度の見直し議論を開始し、平成27(2015)年2月に「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」が公表された。同報告書では、「経営組織の在り方の見直し」、「運営の透明性の担保」、「適正かつ公正な支出管理」、「地域における公益的な取組の責務」、「内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下」、「行政の役割と関与の在り方」等が、社会福祉法人制度の見直し事項として取りまとめられた²。会計監査人の設置義務は「経営組織の在り方の見直し」の一項目として挙げられるとともに、「会計監査人については、実効性のある会計監査を行うため、その権限、義務、責任(監事への報告義務、損害賠償責任等)を法律上明記すべきである」とされ、会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲や会計監査人の設置の義務付けの対象とならない法人に対する対応についても記された³。

社会保障審議会福祉部会報告書を踏まえ、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号。以下、「法」という。)は平成28年3月31日に国会において承認された。法においては、社会福祉法人の公益性、非営利性を担保するため、全ての法人に対して、ガバナンスの強化、財務規律の確立、運営の透明性の向上を図ることとされ、これらの取組を通じて、国民に対する説明責任を果たすことが強く求められている。これにより、平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に対して会計監査人の設置が義務付けられたところである。

図表 2 社会福祉法の改正を踏まえた取組の具体例

ガバナンスの強化	評議員会の必置、特殊関係にある役員等の排除、会計監査人の設置
財務規律の向上	役員報酬基準の策定・公表、充実財産、充実計画
事業運営の透明性の向上	閲覧対象書類の拡大、計算書類等の公表の徹底

介護保険制度の導入以降、行政による措置制度から利用者との契約による福祉サービスの提供の仕組みへと移行したことにより、法人の資金使途の制限も一定の緩和がなされてきているが、社会福祉法人は、こうした制度改革や、社会状況の変化を踏まえつつ、自ら適正な運営を確保し、経営の方向性を決定していく必要がある。

¹ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会(2014)「社会福祉法人制度の在り方について」, pp.20-38.

² 社会保障審議会福祉部会(2015)「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」, pp.6-27.

³ 社会保障審議会福祉部会(2015)「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」, p.12.

そうした自律的な運営の前提として、法人として財務状態(財務リスク)を適切に把握し、建物・設備の維持更新に備えることも必要になるが、そのためには適正な財務情報をタイムリーに作成し、財務状態を分析するとともに法人内部の関係者が共有する内部統制組織を整備し運用する必要がある。

図表 3 社会福祉法人制度改革（平成 28 年改正社会福祉法）の主な内容

<p>1. 経営組織のガバナンスの強化</p> <p>□理事・理事長に対する牽制機能の発揮 □財務会計に係るチェック体制の整備</p>	<p>○ 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。 ○ 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備 ○ 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備 ○ <u>一定規模以上の法人への会計監査人の導入</u> 等</p>
<p>2. 事業運営の透明性の向上</p> <p>□財務諸表の公表等について法律上明記</p>	<p>○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大 ○ 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等</p>
<p>3. 財務規律の強化</p> <p>①適正かつ公正な支出管理の確保 ②いわゆる内部留保の明確化 ③社会福祉事業等への計画的な再投資</p>	<p>① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止等 ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化 ※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金 ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等</p>
<p>4. 地域における公益的な取組を実施する責務</p> <p>□社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める</p>	<p>○ 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等</p>
<p>5. 行政の関与の在り方</p> <p>□所轄庁による指導監督の機能強化 □国・都道府県・市の連携を推進</p>	<p>○ 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ ○ 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備 ○ 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等</p>

(出所) 厚生労働省「社会福祉法人制度改革の実施状況について」

(第 20 回社会保障審議会福祉部会資料 2、平成 29 年 12 月 18 日)，p. 1.

(3) 社会福祉法人のガバナンス

社会福祉法人の利害関係者には、地域社会、利用者(受益者)、職員、政府、国民及び金融機関等の資源提供者等が含まれる。これらの利害関係者は、社会福祉法人が、利用者及び地域社会の福祉ニーズに応え、法規制遵守はもとより、安全衛生、人権、労働、財務その他の資源管理等の各観点から適正運営を確保し、より良い形で長期持続的に社会福祉サービスを提供し続けることを期待している。

このような利害関係者の期待に応え、社会福祉法人の適正運営について一義的な責任を負うのは法人経営者である理事長及び理事によって構成される理事会である。社会福祉法人の理事長は法人を代表しその業務を執行し、理事をもって構成する理事会は法人の業務

執行の意思決定を担う。

社会福祉法人制度改革において、従来任意設置の諮問機関とされていた評議員会が必置とされ、法人運営の重要事項議決機関とされたことにも留意する必要がある。

また、監事には、理事の職務の執行を監査するために、各種の権限（事業の報告要求、業務・財産の状況調査、理事会の招集請求）が付与され、義務（理事会への出席義務、報告義務等）が課されることとされた。また、監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負っている。法改正により、各機関の機能強化が図られるとともに、会計監査人による監視・指導機能も加わり、法人のガバナンス強化が図られている。

図表 4 社会福祉法人の機関等

機関等	役割等
評議員会	法人運営に係る重要事項の議決 （定款変更、計算書類承認、役員報酬決定等） 理事、監事、会計監査人の選任、解任
評議員	評議員会を構成 評議員会招集（請求）権 評議員会議題提案権、議案提案権
理事会	業務執行の決定 理事の職務執行の監督 理事長の選定、解職
理事	理事会を構成 理事会の招集（請求）権
理事長	（理事の中から理事会において1人選定される。） 法人の代表、業務執行 理事会への職務執行状況の報告義務
監事	理事の職務執行の監査、監査報告の作成 計算書類等の監査
会計監査人	（定款の定めによって設置可、ただし一定規模以上の法人においては必置） 計算書類等の監査

今般の社会福祉法人制度改革において計算書類の公表が法定化されたが、「社会福祉法人の財務諸表等開示システム」の運用によって、国民一般への情報開示がすすめられている。情報利用者は、財務諸表が会計基準に準拠して作成されていると考えて利用するため、情報利用者の期待を損なうことのないよう、個々の社会福祉法人は会計基準に準拠して適正な計算書類を作成しなければならない。公的資金が投入される社会福祉法人が国民に対する説明責任を果たす観点からは、社会福祉法人が作成する財務諸表の信頼性を確保することが求められ、社会福祉法人を所管する行政並びに国として、公表される財務諸表の信頼性を確保する仕組みの導入が課題である。

2. 会計監査制度の概要

(1) 公認会計士等による会計監査

経営者は利害関係者に対して法人運営の受託責任を果たすために、適正な財務情報に基づき説明する責任（アカウンタビリティ）を負っているが、自ら作成した財務情報の正しさを自らが証明することはできない。

そこで、独立した第三者に証明を依頼することになる。この独立した第三者が公認会計士であり、公認会計士が財務諸表の適正性について意見を述べることを「会計監査」という。

公認会計士監査は、財務諸表を監査し、「適正」か「不適正」か判断した結果を報告するという意味で、保証業務であるといわれる。金融商品取引法では、すべての上場会社に公認会計士監査を義務付けており、公認会計士が企業の財務情報を監査し、その適正性を表明することによって、投資家は安心して投資活動を行うことが可能になる。

また、上場企業だけではなく、学校法人、独立行政法人、社会福祉法人など、その財務諸表の適正性を保証することが求められている事業体や団体等は、それぞれの法令等で監査が義務付けられているが、いずれも公認会計士監査は、公共の利益を擁護するために機能している。

公認会計士監査が財務諸表の適正性に対する保証機能を果たすには、会計監査が継続して行われなければならない。仮に会計監査の期間に空白があったり、監査手続の省略あるいは監査手続に制約があると、当該期間あるいは当該監査対象の財務情報が保証されず、開示された財務情報の利用者の期待に応えることはできない。

公認会計士法

(公認会計士の使命)

第1条 公認会計士は、監査および会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者および債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(2) 会計監査人の役割と責任

社会福祉法人の高い公益性・非営利性を担保するため、公益法人制度改革を参考に、法人が自律的に適正な運営を確保するためのガバナンスの強化を図ることとされ、会計監査人制度も導入された。

定款の規定により設置された会計監査人は法人の機関であり、法人と会計監査人との関係は委任に関する規定に従うため、会計監査人は法人に対する善管注意義務を負っている。会計監査人はその任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負い、さらに任務懈怠により損害を受けた第三者を保護する観点から、職務を行うにつき悪意又は

重大な過失があった場合には、第三者に対しても責任を負うこととなる。

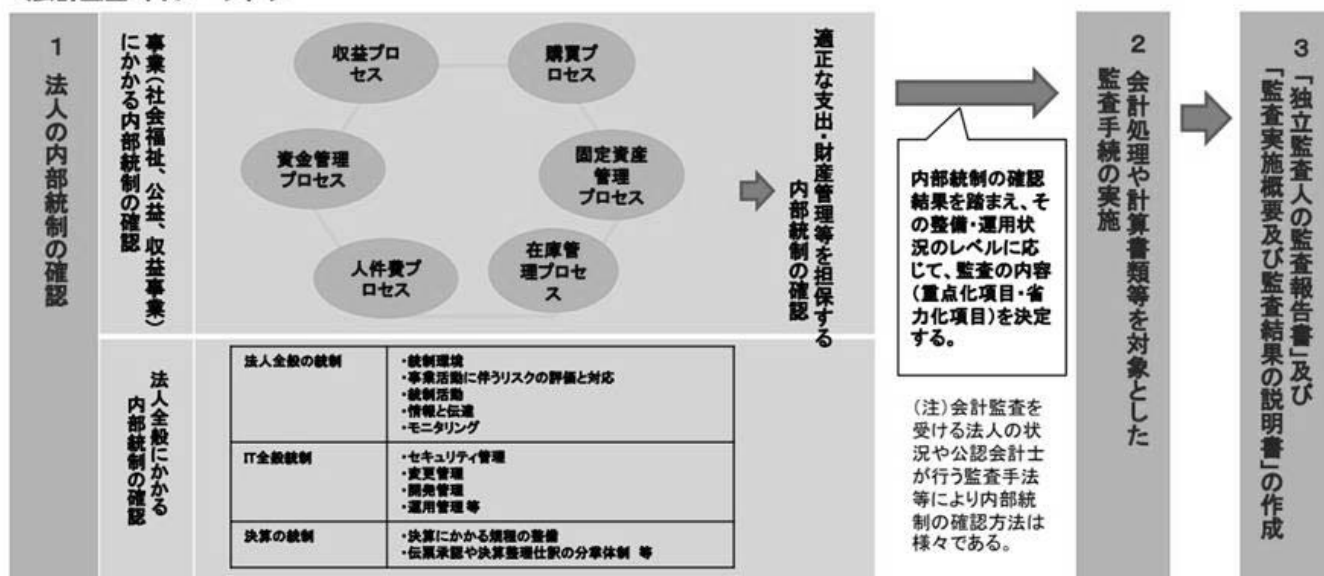
会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる。また会計監査人に欠員が生じた場合に遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされている。

このように定款の規定により会計監査人を設置する法人において、会計監査人は法人の機関として、法人あるいは第三者に対して責任を負う。したがって、その職務権限と責任を確保する観点から、会計監査人が不在となる事態は避けられなければならない。

なお、監事による監査は、財務情報等の作成過程の健全性の確保、経営者の業務執行や内部統制の有効性等を監視するものであり、会計監査人による外部監査と相互補完的な関係にある。近年は、監事と会計監査人との連携の強化により、それぞれが担う監査の実効性を確保し、有効性効率性を高めることで、監査に対する利害関係者の期待に応えると同時に、法人のガバナンスの一層の充実に資することが期待されている。

図表 5 会計監査のイメージ

<会計監査 (イメージ)>



(出所) 厚生労働省社会・援護局「第2回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会(平成28年5月17日)」における提出資料「資料3:社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討事項」。

(3) 社会福祉法人が受ける会計監査

法人が受ける会計監査には、以下のものがある。

- ① 法第 37 条の定めにより会計監査人設置義務を負う法人（以下、「会計監査人設置義務法人」という。）において行われる会計監査
- ② 法第 36 条第 2 項の定めにより、会計監査人設置義務を負わない法人において定款の定めにより会計監査人を設置して行われる会計監査
- ③ 会計監査人による会計監査に準ずる監査

会計監査人による会計監査に準ずる監査は、会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士若しくは監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であり、会計監査人による監査と同じ計算関係書類および財産目録を対象とする監査を指す。いわゆる任意監査であり、①や②の法定監査とは位置づけが異なる。

①の会計監査人設置義務法人の基準は、平成 29 年度と 30 年度においては、最終会計年度の収益が 30 億円を超える法人又は負債が 60 億円を超える法人である（社会福祉法施行令第 13 の 3）。31 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人まで、段階的に対象範囲が確定される予定であるが、段階的な施行拡大の具体的な時期や基準については、29 年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを検討することとされている⁴。

図表 6 会計監査人設置義務法人の基準

平成 29 年度・30 年度	収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人
平成 31 年度・32 年度	収益 20 億円を超える法人又は負債 40 億円を超える法人
平成 33 年度以降	収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については平成 29 年度以降の会計監査実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直し検討することとしている。

(注 1) 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について」（平成 28 年 11 月 11 日付厚生労働省社会・援護局長通知）から抜粋。

(注 2) 国においては、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について「平成 29 年度の会計監査を実施した全ての法人」と「収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人」を対象にした調査（アンケート）を実施するとともに、平成 30 年 11 月 2 日事務連絡において、「平成 31 年 4 月から会計監査人の設置基準を引下げることを行わない」とし、平成 31 年度での設置基準の引下げの見送りを周知したところである。

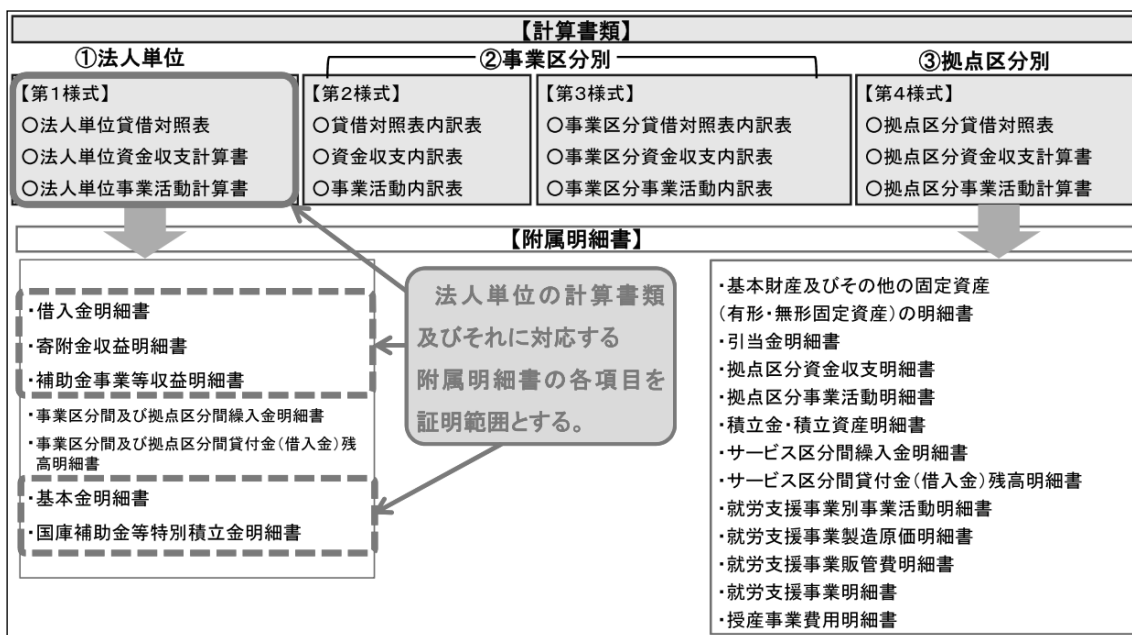
⁴ ここでいう「収益」とは、社会福祉法人の法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」を、「負債」とは、法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」を指す。

(4) 会計監査の対象

社会福祉法人会計基準においては、法人全体、事業区分、拠点区分それぞれの計算書類等を作成することが義務付けられている。

しかし、法に基づく会計監査の監査意見の対象となる計算書類および附属明細書は、上記全てではなく、法人単位の計算書類と附属明細書のみである（法第45条の28第2項第1号および社会福祉法施行規則第2条の30第1項）。

図表 7 会計監査人設置義務法人の基準（社会福祉法施行令第13の3）



※ 法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類およびそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

(出所) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 (2017)「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料」(平成28年11月28日開催), p.26.

(5) 会計監査人による監査の流れ・イメージ

会計監査人による監査は、会計年度を通じて実施される。

一般的な監査の流れとしては、まず、監査の基本的な方針の策定や財務諸表に重要な誤りが生じるリスクの識別、採用する監査手続の決定、詳細な監査計画の作成等を行う（①リスクの識別と評価の段階、7～12月）。その後、リスクに応じた監査手続を実施し（②リスクに対応する手続の段階、1月～5月）、実施した監査を総括し、意見表明に関する審査を受け、監査報告書を提出する（③監査報告の段階、6月まで）。

具体的な内容は以下のとおりである。

① リスクの識別と評価の段階

法人全般に係る内部統制を理解、評価するため、理事長や業務執行理事に対するインタビュー、評議員会および理事会の議事録を閲覧する手続などが実施される。また、施設長や担当者へのインタビュー、各帳票の閲覧、業務の観察を通じ、事業・日常業務運営や決算財務報告に係る管理体制を理解する。

これらの手続から財務諸表に重要な誤りが生じるリスクを識別し、採用する監査手続をリスクに応じて検討し、監査計画を作成する。（リスク・アプローチ）

② リスクに対応する手続の段階

①で作成した監査計画に沿って、監査手続を実施する。期中に実施される監査手続には、法人の内部管理体制ルールの実用状況の確認手続、期中取引の検討等がある。決算日付近で実施される監査手続には、現物の確認、法人の棚卸への立会、金融機関等への残高確認、根拠となる証憑の閲覧等があり、決算数値の検証が行われる。法人が作成する計算関係書類については、検証済みの決算数値と一致することや会計基準省令で作成することが必要な書類が揃っているか、記載する項目にもれないか、各書類が整合しているか、といった観点でチェックされる。

③ 監査報告の段階

②で実施された監査手続の結果（監査証拠）を総合的に勘案し、会計監査人は結果として意見を表明することになる。意見表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。

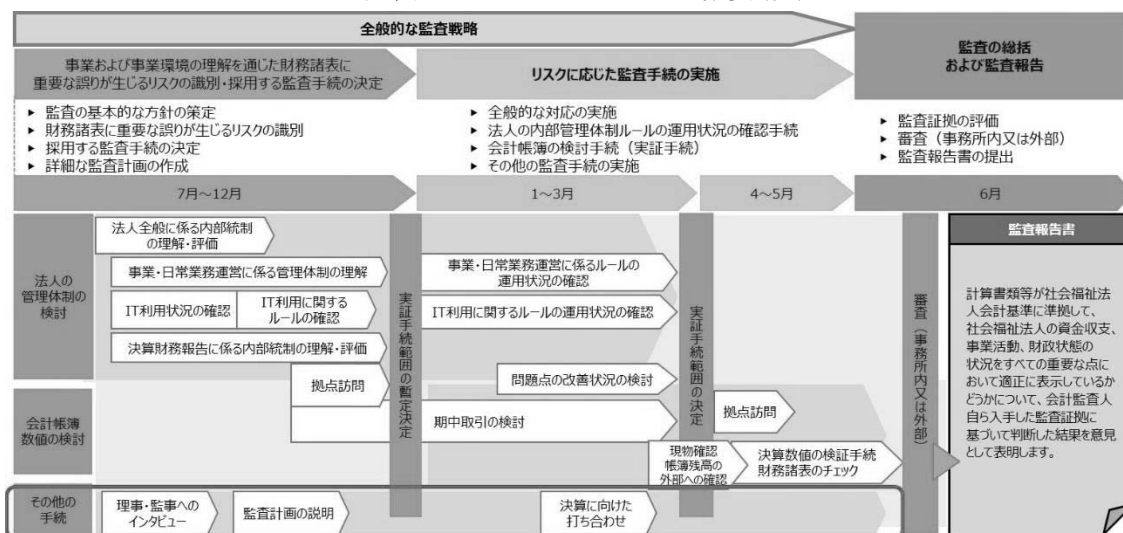
監査報告として、「独立監査人の監査報告書」および監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（監査の実施概要及び監査結果の説明書）が法人に提出される。

社会福祉法人に対しては、法第56条第1項の規定に基づいて、所管庁による指導監査（次項（6）②参照、以下指導監査）が行われるが、指導監査のうち一般監査は、評議員会の計算書類承認後に実施され、かつ一定周期であるため、一般監査の対象である計算書

類に重要な不備が検出されても、通常は、一般監査の実施年度に会計処理の修正が行われるため、監査対象の計算書類が修正されるとは限らない。一方、会計監査は評議員会の計算書類承認前に実施され、かつ毎年実施される。監査実施の過程で検出された重要な不備は、計算書類が各機関で承認され、および一般に開示される前に、指導、改善、修正が行われ、計算書類の適正性に関して保証を受けられる点が会計監査の特徴である。さらには、公認会計士は継続的に研修を受けることが義務づけられており、監査担当者の質を継続的に維持していること、会計・監査に関連して、金融庁の企業会計審議会や日本公認会計士協会から監査の基準に関連する実務指針等が多数公表されており、その内容についても国際的な会計監査の水準に合わせるべく改訂が頻繁に行われている点が特徴的であるといえる。

これらを総合的に踏まえると、会計監査は会計部分に関して継続的に監査サービスを提供するものであり、指導監査のうち会計部分を補完するものといえる。また、監査対象や事項が重複しても、会計監査により指導、改善が促され、指導監査による指摘を未然に防止する効果が期待できる。結果として、所轄庁はその他の項目に監査資源を割り当てることが可能となり、より効果的、効率的な指導監査を実施することにつながる。

図表 8 監査スケジュール概要(例)



(出所) 日本公認会計士協会 (2016) 「社会福祉法人・医療法人向け解説資料『公認会計士監査の概要』資料 1『公認会計士監査とは』」, p. 12.

(6) 会計監査を行うことによる監事監査・指導監査の負担軽減

社会福祉法人では、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法に基づき、行政による指導監査が定期的に行われている。また、監事を設置することが義務付けられており、計算書類等の監査が行われている。

しかし、法改正や関連通知の改正が行われたことに伴い、法人運営のガバナンス強化が図られたことから、会計監査人による会計監査を行っている場合等には、以下の通り、それらの負担軽減が図られることとなった。

① 監事監査

会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による監査を受ける。ただし、監事は、会計監査人の監査の方法又は結果を相当であるか否か、について意見表明することになる。相当でないとする場合以外は、監事は監査報告の内容に計算関係書類についての意見を含める必要はない（法施行規則第2条の31）。

② 法人指導監査

法第56条第1項の規定に基づいて、所管庁による法人指導監査が行われる。法人指導監査には、一般監査と特別監査があり、双方とも実地で行われるものである。

このうち、公認会計士等専門家による支援を受けた場合、所管庁の判断により、一般監査の監査周期の延長、監査事項の一部省略等が可能となった。

図表 9 法人指導監査の類型

類型	対象・周期等	概要
一般監査	一定の周期で実施 原則、3年毎	年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人および指導監査の実施時期等を内容として指導監査の実施計画を策定したうえで、「指導監査ガイドライン（注）」に基づき実施されるもの。
特別監査	運営等に重大な問題を有する法人を対象に随時実施	「指導監査ガイドライン」に基づいて行われるほか、問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行うもの。

(注)「指導監査ガイドライン」は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙として取りまとめられている。

(出所)「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

図表 10 一般監査の周期

区分	監査周期	「会計管理」に関する監査事項の省略	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施
大きな問題が認められない法人	3年に1回	「指導監査実施要綱」に基づき実施	
法に基づき会計監査人を設置する法人で、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合（会計監査人による会計監査に準ずる監査を含む。）	5年に1回 まで延長可	「指導監査ガイドライン」の「Ⅲ管理 3会計管理」に関する監査事項の省略可	「指導監査ガイドライン」の「I組織運営」に関する効率的な実施可

(注) これら以外にも、苦情解決への取組等を行っている場合、4年に1回まで延長可とされる。

(出所) 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

[参考1]公認会計士が行う会計監査以外の業務（公認会計士法第2条第2項業務）

公認会計士法第2条は公認会計士が行う業務について規定しているが、第1項にて「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする」と定めるとともに、第2項にて「公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる」として、会計監査以外の業務について規定している。

この業務は多岐にわたり、一般に「会計・財務コンサルティング」、「会計・財務アドバイザー」等と総称されることがある。具体的には、記帳代行、会計相談、内部統制構築支援、不正調査等があげられる。本報告書の巻末に〈参考資料〉として掲げている事例1～3（社会福祉法人における会計専門家の活用）は、まさにこの業務に該当する。

[参考2]社会福祉法人における会計専門家の活用

社会福祉法改正により一定規模以上の社会福祉法人には会計監査人の設置が義務付けられたが、一定規模未満の法人においても、法改正の趣旨であるガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化は当然に求められることから、法改正直後、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知（厚生労働省社援基発 0427 第1号）により会計専門家の活用が推奨されている。規模別に大別すると下記の通りである。

① 収益10億円、負債20億円を超える規模の法人

将来的に会計監査人の設置義務が予定されている法人については、公認会計士による内部統制構築支援業務。会計監査とは異なり、財務諸表の適正性についての意見表明のための手続は実施されないため、その分法人の費用負担は軽減される。

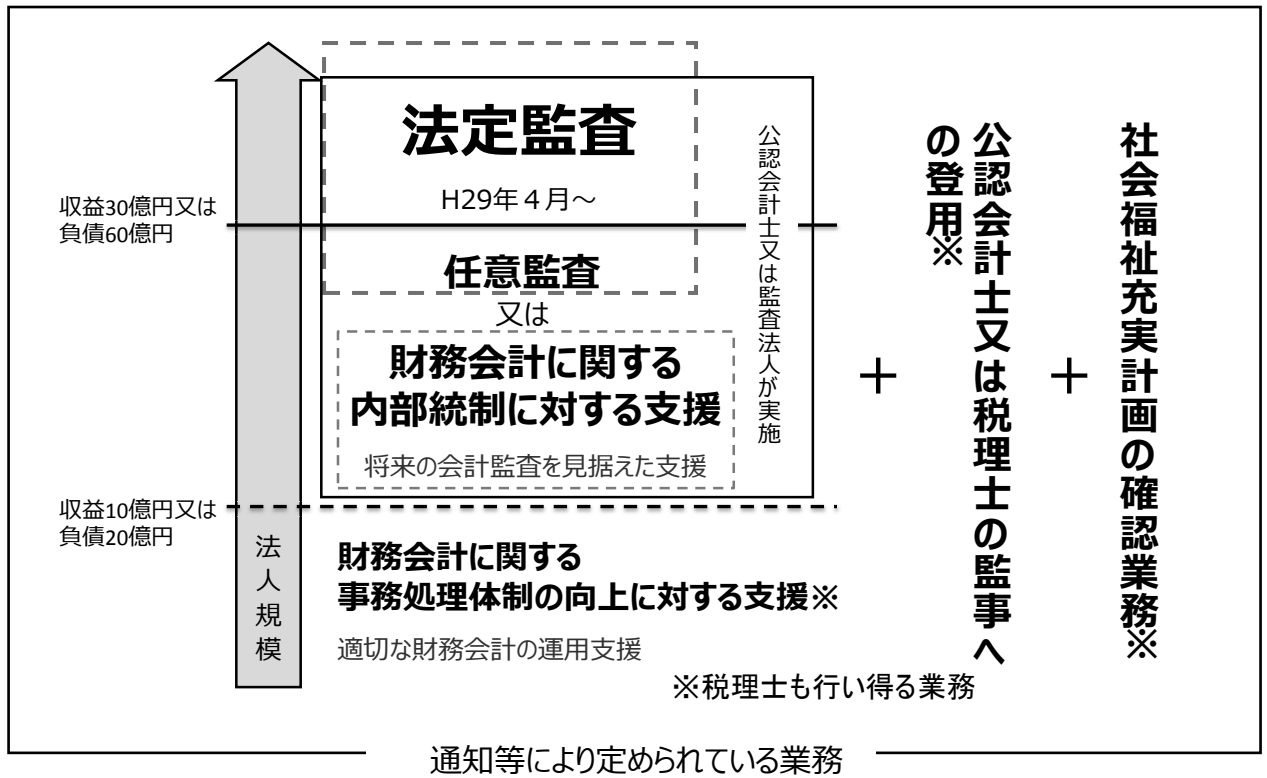
詳細は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知（厚生労働省社援基発 0427 第1号）および公認会計士協会非営利法人研究報告第32号「会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務」参照

② ①未満の法人

公認会計士又は税理士による財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務。詳細は、①に記載の通知（厚生労働省社援基発 0427 第1号）を参照。

参考図表 1

社会福祉法人に対して公認会計士が行い得る業務



その他、会計専門家（公認会計士又は税理士）の提供する業務の例

- ・ 予算策定、中長期の収支見込を踏まえた経営計画の立案支援
- ・ 内部統制構築支援
(定款を含む規程類の整備理事会・評議員会立会)
- ・ 会計業務支援（給与計算、記帳代行、月次決算書作成、試算表作成、計算書類作成）
- ・ 行政対応（指導監査立会）
- ・ 不正調査

法人のニーズに合わせて
会計専門家が提供する業務

第2章 会計監査導入の効果・課題に関するヒアリング調査

昨年度（平成29年度）の事業（社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業）では、会計監査導入の効果・課題について、アンケート調査の実施が会計監査報告を受ける前の段階であること等を踏まえて、「今後、法人が会計監査報告を受けたのちに、改めて本調査結果の検証を行うことが必要である。」（平成29年度 報告書48ページ）と記載している。

そこで、本年度事業では、昨年度事業でアンケート調査を実施した17法人のうち、次項の8法人に対してヒアリング調査を実施した。

なお、本ヒアリング調査は2018年6月に実施したものであり、当該時点での聞き取り内容を整理したものである点に留意されたい。

1. ヒアリング調査項目

- | |
|---|
| <p>Q1. 本監査実施による会計監査人の監査意見
⇒「適正意見」、「限定付適正意見」、「不適正意見」、「不表明」のいずれであったか</p> <p>Q2. 会計監査を実施したことで、どのような効果があったか
例) 法人運営面：経理担当者の実務能力向上、職員の法的遵守の意識向上など
会計面：期中の取引に関する会計処理、計算書類の表示など
内部統制面：請求、購買、資産管理など</p> <p>Q3. 昨年度、予備調査実施段階でご回答いただいたアンケート調査について以下の点をご教示下さい
⇒本監査実施を踏まえ、アンケートご回答内容に生じた変更点
⇒本監査実施を踏まえ、アンケート調査項目に記載されていない新たな効果・課題</p> <p>Q4. 本監査実施において会計監査人に支払った報酬額及び監査時間
⇒監査契約締結時の見積から変更が生じた場合、その変更を反映した実績</p> <p>Q5. 会計監査導入による一連の事務負担</p> <p>Q6. 会計監査に今後期待すること（特に指導の面で）</p> <p>Q7. 次年度、監査契約を継続する予定の有無</p> |
|---|

2. ヒアリング結果

(1) 社会福祉法人 A

① 法人概要

所在地	岩手県
事業所数	31 箇所
事業形態	障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業、障害福祉サービス事業、介護保険サービス事業、その他公益事業
会計上の拠点数	16 拠点
設立年	1975 年
収益額	17.7 億円（平成 28 年度決算）
負債額	3.7 億円（平成 28 年度決算）
会計監査実施状況	初めて導入。ISO は従前より取得済み。
導入している請求ソフトなど	創・ゆとりシリーズ 2018（全拠点で共通）

② ヒアリング結果

< Q 1. 会計監査人の監査意見 >

- ・ 「適正意見」であった。修正事項などその都度、法人側が適切に対応。

< Q 2. 会計監査の効果 >

- ・ 会計監査人による専門的指導を通じた経理担当者のスキルアップ。
- ・ 会計の専門家のお墨付きを得ることによる安心感。
- ・ 法人運営面、内部統制面はこれから少しずつ改善していく予定であるが、改善のための気づきを得られた。
- ・ 行政監査がどちらかといえば画一的な判断であるのに対して、会計監査は指導的機能を発揮してくれて法人に合わせたレベルで中長期的に改善の道筋を立ててくれる。

< Q 3. 昨年度アンケート調査回答時点からの変更点、新たな効果・課題 >

- ・ 変更点なし

< Q 4. 会計監査人に支払った報酬額、監査時間 >

- ・ 約 1,000 万円（税込み、予備調査費、旅費交通費を含む）⇒監査時間は約 500 時間（一人当たり約 200 時間×2.5 人）

- ・ 約 15 万円／人日
※ 報酬に交通費が含まれているため日額が高く算定されている。

< Q 5. 会計監査導入にかかる一連の事務負担 >

- ・ 会計監査人の監査時間の約半分が事務負担として発生⇒500 時間×0.5=250 時間
- ・ 準備段階における預金や債権の残高確認の負担が大きかった。

< Q 6. 会計監査に今後期待すること（特に指導監査） >

- ・ 内部統制、内部管理面での指導を頂きたい。
- ・ 法人の経営基盤強化のロードマップを提示してもらいたい。

< Q 7. 次年度、監査契約を継続する予定か >

- ・ 継続予定

(2) 社会福祉法人 B

① 法人概要

所在地	東京都
事業所数	3 事業所
事業形態	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、訪問介護、老人短期入所事業、老人介護支援センター、障害福祉サービス事業、障害福祉サービス事業（包括支援）、居宅介護支援事業、有料老人ホームを運営する事業、あんしん相談室診療所、介護タクシー、居宅サービス事業、居宅サービス事業 7 箇所（障がい者支援、多機能事業所、就業継続支援（B型）、高齢者福祉サービス）など
会計上の拠点数	会計上 12 拠点/本部経理区分
設立年	1960 年
収益額	26.6 億円（平成 28 年度決算）
負債額	12.1 億円（平成 28 年度決算）
会計監査実施状況	初めて導入。
導入している請求ソフトなど	会計ソフト：TKCのFX4、 管理会計（アメーバ経営）：京セラのTheAmoeba

ヒアリング結果

< Q 1. 会計監査人の監査意見 >

- ・ 「適正意見」であった。

< Q 2. 会計監査の効果 >

(法人運営面)

- ・ 会計監査は、財務諸表が法人運営状況を適正に反映されているかに重点を置いている（従来は税法の視点であった）。
- ・ 経理担当者の実務能力向上につながっている。

(会計面)

- ・ 計算書類の注記の記載内容については、これまで前年を踏襲して作成している側面もあったが、今回、記載内容を数箇所見直した。
- ・ 引当金の計上など、税務視点では見落とされていた点にも目を配るようになった。これにより、将来リスクを正確に財務諸表に反映できるようになった。

(内部統制面)

- ・ 内部管理体制整備については、人員の問題等で思うように進捗しなかったが、会計監査人から指摘を受けたことで、法人内での理解が得られやすくなり、今後実施を予定している。

- ・ これまでは現場で口頭ベースにて承認を取ってから稟議を回すケースもあったが、経過が記録されておらず、意思決定プロセスが記録として残らず、決裁までのフローも明確ではなかった。今後、稟議に関する基本ルールとフローを整理して進めていくよう指摘を受けて、改善することになった。

< Q 3. 昨年度アンケート調査回答時点からの変更点、新たな効果・課題 >

- ・ 変更点なし
- ・ (課題ということではないが) 従来はGW明けを目途に決算書類を作成すればよかったが、会計監査人から早期に出すよう求められていたため、作成期間が短くなり苦勞した。

< Q 4. 会計監査人に支払った報酬額、監査時間 >

- ・ 予備調査：約 65 万円 (税込み)
 - ・ 監査報酬：約 320 万円 (税込み)
 - ・ 監査時間は 41 人日
 - ・ 約 8 万円/人日
- ※今年度は、増額請求はなかったが、来年度は報酬増を求められている。

< Q 5. 会計監査導入にかかる一連の事務負担 >

- ・ 総時間 262 時間。内訳では、期中監査 (6 拠点) や監査のための資料作成・質疑対応、基本金根拠提示や訂正等にかかった時間が多い。
- ・ 監査のために新たに作成した資料はない。時間数は施設往査に同行することから一定程度かかっている。
- ・ 法人は各施設単位で管理を実施しているが、会計監査人は法人全体で把握する。そのため、施設単位の資料から法人全体の資料に作り直す作業で手間がかかった。

< Q 6. 会計監査に今後期待すること (特に指導監査) >

- ・ 指摘事項以外も文書でアドバイスをもらえたら望ましい。
- ・ 指摘事項は比較的穏当な表現ぶりとなっているが、必要なことであるなら強く、明確に指摘をしてもらったほうがありがたい。

< Q 7. 次年度、監査契約を継続する予定か >

- ・ 継続予定

(3) 社会福祉法人 C

① 法人概要

所在地	栃木県
事業所数	67
事業形態	特別養護老人ホーム(地域密着型)、老人短期入所事業、通所介護、障がい者支援施設(生活介護)、障害児通所支援事業(児童発達支援)、障害児通所支援事業(放課後等デイサービス)、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行、就労継続支援B型、共同生活援助)、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域活動支援センター、居宅介護支援事業、地域における公益的な取組
会計上拠点数	15 拠点/本部経理区分
設立年	1975 年
収益額	20.3 億円(平成 28 年度決算)
負債額	6.1 億円(平成 28 年度決算)
会計監査実施状況	任意監査は 10 年以上同じ監査法人に依頼
導入している請求ソフトなど	熊本計算センターの会計ソフトを導入(ただし、拠点・サービス種類により異なる請求ソフトを使用)

② ヒアリング結果

< Q 1. 会計監査人の監査意見 >

- ・ 「適正意見」であった。

< Q 2. 会計監査の効果 >

(法人運営面)

- ・ 具体的な数値に基づく中期経営計画を策定するようアドバイスを受け、精緻な計画を立てることができるようになった。

(会計面)

- ・ 監査の指導的機能は、一昨年度まで任意監査を実施していたときの方が実感できた。会計監査人となったことで、指導を受ける機会が減ってしまったように感じられる。

(内部統制面)

- ・ 内部統制のチェックが厳しくなり、職員の意識づけができた。

< Q 3. 昨年度アンケート調査回答時点からの変更点、新たな効果・課題 >

- ・ 変更点なし

< Q 4. 会計監査人に支払った報酬額、監査時間 >

- ・ 監査報酬：約 350 万円（税込み）
- ・ 監査時間は約 40 人日（約 8.8 万円／人日）

< Q 5. 会計監査導入にかかる一連の事務負担 >

- ・ 総時間 172 時間。⇒10 年以上任意で監査を実施していたため、今回の対応による特別な負担感はなし。

< Q 6. 会計監査に今後期待すること（特に指導監査） >

- ・ 監査の指導的機能をより発揮してほしい。任意監査の時の方が指導を受け、相談をすることができた。法定監査になったことで、形式面でのチェックに偏ってしまった部分もあるように感じた。
- ・ 作成した財務数値を基にした財務分析を行ってもらえ、当該分析をもとにしたアドバイスがもらえるとよい。
- ・ 社会福祉法人会計に精通した会計監査人が増えることを期待する。
- ・ フルスペックの会計監査については一回受けたら次年度は簡易的な方法で省略する等負担を減らす方策を考えてほしい。

< Q 7. 次年度、監査契約を継続する予定か >

- ・ 継続予定

(4) 社会福祉法人 D

① 法人概要

所在地	兵庫県
事業所数	22
事業形態	特別養護老人ホーム、通所介護、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業、老人介護支援センター、障害福祉サービス事業(就労B型十人特例)、障害児通所支援事業(児童発達支援)、保育園、児童厚生施設(児童館)、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、子育て支援に関する事業
会計上拠点数	17 拠点(本部経理区分)
設立年	1952 年
収益額	14.9 億円(平成 28 年度決算)
負債額	8.3 億円(平成 28 年度決算)
会計監査実施状況	初めて導入。
導入している請求ソフトなど	会計ソフト「福祉大臣」を導入

② ヒアリング結果

< Q 1. 会計監査人の監査意見 >

- ・ 「適正意見」であった。

< Q 2. 会計監査の効果 >

(法人運営面)

- ・ 会計監査人から実務レベルの指導を受け、経理担当者の実務能力は向上したと感じている。
- ・ これまでは会計顧問(会計士)からの指摘のみだけであったが、監査法人の指導で視野が広がった。

(会計面)

- ・ 計算書類の注記について、表示面でのアドバイスが非常に参考になった。
- ・ 指導監査は時間的制約の中で許される範囲でしか見ないが、監査は直接原本まで見に行くので厳格だと感じた。

(内部統制面)

- ・ 稟議書の一覧表を作成するというアドバイスは参考になった。

<Q3. 昨年度アンケート調査回答時点からの変更点、新たな効果・課題>

- ・ 変更点なし

<Q4. 会計監査人に支払った報酬額、監査時間>

- ・ 監査報酬：約 290 万円（税込み、予備調査費用を含む）
※監査工数（見積り時）：34 人日（約 8.5 万円／人日）

<Q5. 会計監査導入にかかる一連の事務負担>

- ・ 総時間 98 時間(会計監査人への直接対応や質疑対応等当日にかかった時間が多い)
- ・ 監事監査（5/25）に間に合わせるため、1 週間前に財務諸表の作成を終わらせる必要がある（5/16～5/18）。
- ・ 本部一括で伝票処理しており、データ入力本部の経理担当が 1 人で対応していたが、負担が大きく今後は補強する予定。
- ・ 残高確認状（発送先：銀行全件と取引先 2、3 件、弁護士）の作成、督促、再発送や運用評価手続き（取引テスト）にはそれほど負荷を感じなかった。

<Q6. 会計監査に今後期待すること（特に指導監査）>

- ・ 経営管理等の新たな情報をいただきたい（指導的機能の拡充）。
- ・ 規程面の見直し（強化）のアドバイス。

<Q7. 次年度、監査契約を継続する予定か>

- ・ 継続予定

(5) 社会福祉法人 E

① 法人概要

所在地	兵庫県
事業所数	14 (神戸本部、長野支部)
事業形態	知的障がい者支援、相談支援事業所、多機能型事業所 (就労継続、生活介護)、福祉型障害児入所施設、児童発達支援
会計上拠点数	法人本部をあわせて 15 拠点
設立年	1965 年
収益額	14.1 億円 (平成 28 年度決算)
負債額	2.1 億円 (平成 28 年度決算)
会計監査実施状況	初めて導入。
導入している請求ソフトなど	会計ソフトは ND ソフトの「ステップ」を使用していたが、当期から ND ソフトの「ほのぼの」に変更。

② ヒアリング結果

< Q 1. 会計監査人の監査意見 >

- ・ 「適正意見」であった。

< Q 2. 会計監査の効果 >

(法人運営面)

- ・ 経理担当者の実務能力の向上。
- ・ 経理担当者の正確で確実な事務処理に対する意識の定着。

(会計面)

- ・ 勘定科目・会計処理の統一化ができた。統一化にあたっては、14 各拠点の事務職員同士で情報交流を行った (会計監査の導入による事務職員の意識改革の成果)。
- ・ 慎重な検討が必要な会計処理 (具体的には、施設の建替工事) について、会計監査人と事前ミーティングをすることで決算を円滑に進めることができた。

(内部統制面)

- ・ 内部統制を強化する必要性を意識する風土が醸成されつつある。
- ・ 会計監査の指導的機能は、行政の指導監査にはない面であり、法人にとって有用であると認識。

※会計監査人からのアドバイスにより、経理規程よりも詳細で実務的なマニュアルの整備・作成を進行中 (会計監査人からは、購買マニュアル及び固定資産管理マニュアルの整備を優先すべきというアドバイスをいただいている)。会計監査人からのアドバイスにより、各拠点の業務を統一化しているところ。特に、地理的に離れている長野拠点の業務を神戸拠点にあわせる管理面を強化したいと考えている。

<Q3. 昨年度アンケート調査回答時点からの変更点、新たな効果・課題>

- ・ 変更点なし

<Q4. 会計監査人に支払った報酬額、監査時間>

- ・ 予備調査 約 60 万円 (税込) 工数：6 人日～7 人日
- ・ 監査報酬 約 300 万円 (税込) 工数：32 人日 (約 9.4 万円/人日)

<Q5. 会計監査導入にかかる一連の事務負担>

- ・ 事前準備：正確な事務負担は不明だが、そう多くはない。そもそも、決算に必要な作業のみでおおよその監査対応は可能であると認識している。
- ・ 当日対応：18 日間×7 時間=126 時間
- ・ 事後対応：なし

<Q6. 会計監査に今後期待すること（特に指導監査）>

- ・ 法人運営に対する指導的機能の発揮 →具体的には、拠点ごとの事務処理能力を均一化していくためのアドバイス、実務マニュアルの作成といった内部統制の整備面に対するアドバイス（内部統制の運用面については法人が対応すべき問題だと認識している。）を期待。
- ・ 事務職員だけでなく法人全職員のレベルアップ。

<Q7. 次年度、監査契約を継続する予定か>

- ・ 継続予定→会計監査人を設置することによる「社会的信頼性の向上」「職員の会計的なレベルアップ」及び「法人として監査を受けることによる安心感の享受」を期待。初年度の監査を終えて、会計監査人からは十分な指導的機能を発揮していただいております、上記の期待に対して満足いく成果があったと考えている。また、会計監査人との信頼関係及び協力関係もしっかりと構築できている。したがって、今後も監査契約を継続する予定であり、法人運営の改善に対する指導的機能を発揮や、法人全職員のレベルアップ等を期待している。なお、会計監査の導入によって、平成 28 年改正社福法改正が要求している事項（ガバナンスの強化等）への意識が加速したと考えている。

(6) 社会福祉法人 F

① 法人概要

所在地	東京都
事業所数	5 事業所（法人事務所を入れて）
事業形態	特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、若年認知症サポートセンター、通所介護（来年施設を1箇所増やす予定）
会計上拠点数	法人本部を入れて5拠点
設立年	2001年
収益額	6.8億円（平成28年度決算）
負債額	2.4億円（平成28年度決算）
会計監査実施状況	初めて導入。
導入している請求ソフトなど	使用している会計ソフトは全拠点でPCA

② ヒアリング結果

< Q 1. 会計監査人の監査意見 >

- ・ 「適正意見」であった。

< Q 2. 会計監査の効果 >

(法人運営面)

- ・ 職員のモチベーションや法令順守の意識が向上した。
- ・ 監査法人との対応の中で、経理担当者の実務能力が向上した。

(会計面)

- ・ 職員の小口現金管理、未収金管理、固定資産管理について意識が向上した。
- ・ 過去の不明な残高に関して修正を行ったことなどにより、決算書の正確性が向上した。
- ・ 監事監査の負担が軽減された。
- ・ 決算書に専門家の適正意見が付されることから、理事・監事の意識が向上した。
- ・ 適正な支出に関して改めて意識が向上した。

(内部統制面)

- ・ 支出内容に監査が入るため、牽制効果があった。
- ・ 会計監査人を設置することで、経営に関する透明性が向上すると考えられる。

< Q 3. 昨年度アンケート調査回答時点からの変更点、新たな効果・課題 >

- ・ 変更点なし

< Q 4. 会計監査人に支払った報酬額、監査時間 >

- ・ 予備調査：約 40 万円（税込み）
- ・ 監査報酬：160 万円（税込み）
※監査工数は 15 人日（約 10.7 万円／人日）

< Q 5. 会計監査導入にかかる一連の事務負担 >

- ・ 事前準備：日程調整、書類の準備等 3 人日、残高証明書の作成・対応 1 人日
- ・ 当日対応：往査期間中の対応 3.5 人日
- ・ 事後対応：拠点の附属明細書等の訂正

< Q 6. 会計監査に今後期待すること（特に指導監査） >

- ・ 業務遂行上有効な情報の提供。
- ・ 基準等が改正された場合の情報提供および指導。

< Q 7. 次年度、監査契約を継続する予定か >

- ・ 継続予定

(7) 社会福祉法人 G

① 法人概要

所在地	兵庫県
事業所数	5 事業所
事業形態	特別養護老人ホーム、老人短期入所、通所介護、ケアハウス、グループホーム、居宅介護支援
会計上拠点数	2 拠点
設立年	1990 年
収益額	11.0 億円（平成 28 年度決算）
負債額	1.8 億円（平成 28 年度決算）
会計監査実施状況	理事長の判断により、平成 20 年より任意監査を実施。
導入している請求ソフトなど	会計ソフトは全拠点で同じものを使用

② ヒアリング結果

< Q 1. 会計監査人の監査意見 >

- ・ 「適正意見」であった。

< Q 2. 会計監査の効果 >

(法人運営面)

- ・ 法人運営上の諸手続を適正化することによる不適切な支出の排除。

(会計面)

- ・ 全仕訳データを分析・検証し会計処理誤りを発見・是正することによる、適切な開示の実施。

(内部統制面)

- ・ 理事会での審議や報告状況の確認による法人ガバナンスの状況に対する検証。
- ・ コンプライアンスの徹底による不正行為の防止。

< Q 3. 昨年度アンケート調査回答時点からの変更点、新たな効果・課題 >

- ・ 変更点なし

< Q 4. 会計監査人に支払った報酬額、監査時間 >

- ・ 監査報酬：約 430 万円（税込み）
- ・ 監査工数：約 44 人日（約 9.7 万円／人日）

<Q5. 会計監査導入にかかる一連の事務負担>

- ・ 事前準備： 17.5 時間
- ・ 当日対応： 31.0 時間
- ・ 事後対応： なし

<Q6. 会計監査に今後期待すること（特に指導監査）>

- ・ 今後も、法人ガバナンスが有効に機能するように、会計監査人と協力していきたい。

<Q7. 次年度、監査契約を継続する予定か>

- ・ 継続予定

(8) 社会福祉法人 H

① 法人概要

所在地	千葉県
事業所数	19 (平成 30 年 10 月 1 日以降は 20)
事業形態	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援、地域包括支援センター、高齢者生活支援ハウス、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、総合福祉センター
会計上拠点数	12 拠点 (平成 30 年 10 月 1 日以降 12 拠点)
設立年	1993 年
収益額	13.1 億円 (平成 28 年度決算)
負債額	9.8 億円 (平成 28 年度決算)
会計監査実施状況	会計士に帳票のチェックを依頼 (ただし、任意監査ではない)
導入している請求ソフトなど	会計ソフトは TKC を使用

② ヒアリング結果

< Q 1. 会計監査人の監査意見 >

- ・ 「適正意見」であった。
- ・ 修正事項などその都度、法人側が適切に対応している。

< Q 2. 会計監査の効果 >

(法人運営面)

- ・ 職員が作成した各種書類を会計士に確認していただくことで信頼性が向上した。

(会計面)

- ・ 固定資産の耐用年数の変更、未払費用、収益の発生主義への変更等、会計数値の修正事項が検出された。
- ・ 滞留していた未収金をどのように処理するべきかを指導いただいた。

(内部統制面)

- ・ 監査を入れたのは初めてだったので、様々な質問、意見交換をするよい機会となった。
※当法人では、以前より内部統制の構築、運用に注力していたため、今回の会計監査導入で特に目立った効果は感じていない。

<Q3. 昨年度アンケート調査回答時点からの変更点、新たな効果・課題>

- ・ 変更点なし

<Q4. 会計監査人に支払った報酬額、監査時間>

- ・ 予備調査：約 54 万円（税込み）
- ・ 監査報酬：約 216 万円（税込み）
- ・ 監査工数：約 33 人日（約 6.5 万円／人日）
⇒5 人の会計士（別々の監査事務所に所属）に依頼。
1 日平均 3 人投入 ×11 日=33 人日

<Q5. 会計監査導入にかかる一連の事務負担>

- ・ 管理体制は整っており、既存の資料で監査対応はできた。
- ・ 修正事項が生じたが、会計事務所への外注契約内での対応であったため、法人内での負担はなし。
- ・ 拠点ごとに銀行勘定があり残高確認状作成で追加の事務負担が発生した。

<Q6. 会計監査に今後期待すること（特に指導監査）>

- ・ 結果だけでなく、そのプロセスをきちんと見るものなので、その点ではメリットがある。

<Q7. 次年度、監査契約を継続する予定か>

- ・ 未定
- ・ 公認会計士監査を受けることは、監査報酬や事務の負担が大きいため、法定監査の対象となるまでは、会計及び内部統制の支援という形でのサービス提供を受けることで、内部管理体制レベルの維持向上を図りたい。

社会福祉法人の会計監査導入に関する効果・課題のヒアリング調査結果

	社会福祉法人A	社会福祉法人B	社会福祉法人C	社会福祉法人D	社会福祉法人E	社会福祉法人F	社会福祉法人G	社会福祉法人H
収益額 (H28年度)	1.7. 7億円	2.6. 6億円	2.0. 3億円	1.4. 9億円	1.4. 1億円	6. 8億円	1.1. 0億円	1.3. 1億円
会計監査の実施の効果	<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者の実務能力が向上。 専門家のお墨付きを得ることによる安心感。 指導的機能の発揮（中長期の経営改善の方向性提示）。 	<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者の実務能力が向上。 法人の運営状況、将来リスクを適切に反映した財務諸表の作成。 内部管理体制整備に向けたアドバイス。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的数字に基づく中期経営計画を策定するようアドバイスを受け、精緻な計画を立てることができるようになった。 内部統制のチェックが厳格になり、職員意識が変わった。 	<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者の実務能力が向上。 指導監査と異なり、直接原本まで確認する分、厳格さを感じた。 稟議書の一覧表作成というアドバイスは参考になった。 	<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者の実務能力が向上。 拠点間の勘定科目、会計処理の統一化。 内部統制強化に向けた組織風土の醸成。 	<ul style="list-style-type: none"> 経理担当者の実務能力が向上。 職員のモチベーションや法令順守意識が向上。 監事監査の負担軽減。 経営の透明性向上。 	<ul style="list-style-type: none"> 諸手続の整備による不適切な支出の排除。 理事会での審議や報告状況の確認による法人ガバナンスの状況に対する検証。 コンプライアンスの徹底による不正行為の防止。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種書類を会計士に確認していただくことで信頼性が向上した。 滞留債権の処理の指導。 様々な質問、意見交換をするよい機会となった。
監査報酬及び監査時間	<ul style="list-style-type: none"> 約1000万円（税込） 予備調査費、旅費交通費含む 監査時間500時間 ⇒約15万円/人日 ※報酬に交通費が含まれているため日額が高く算定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予備調査：約65万円 監査：約320万円 監査工数 約41人日 ⇒約8万円/人日 	<ul style="list-style-type: none"> 監査：約350万円 監査工数 約40人日 ⇒約8.8万円/人日 	<ul style="list-style-type: none"> 約290万円（予備調査含む） 監査：約300万円 監査工数 約32人日 ⇒約9.4万円/人日 	<ul style="list-style-type: none"> 予備調査：約60万円 監査：約300万円 監査工数 約32人日 ⇒約9.4万円/人日 	<ul style="list-style-type: none"> 予備調査：約40万円 監査：約160万円 監査工数 約15人日 ⇒約10.7万円/人日 	<ul style="list-style-type: none"> 予備調査：約430万円 監査：約44人日 監査工数：約33人日 ⇒約9.7万円/人日 	<ul style="list-style-type: none"> 予備調査：約54万円 監査：約216万円 監査工数：約33人日 ⇒約6.5万円/人日
監査対応に伴う法人の事務負担	<ul style="list-style-type: none"> 総時間数250時間（500時間×0.5） ⇒期中監査（6拠点）や監査のための資料作成・質疑対応、基本金根拠提示や訂正等に時間を要した。 新たに作成した資料は少ないが、施設往査への帯同一定時間がかかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 総時間数262時間 ⇒期中監査（6拠点）や監査のための資料作成・質疑対応、基本金根拠提示や訂正等に時間を要した。 新たに作成した資料は少ないが、施設往査への帯同一定時間がかかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 総時間数172時間 ⇒10年以上アドバイザリー業務を受けてきたため、今回の対応による特別な負担感はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 総時間数98時間 ⇒会計監査人への直接対応や質疑応答等当日対応に要した時間が多いため、決算に必要な作業でおおよその監査対応は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 総時間数126時間（18日×7時間） ⇒上記は、ほとんどが当日対応の工数。事前準備等については、決算に必要な作業でおおよその監査対応は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 総時間数52.5時間 事前準備：日程調整、書類の準備等3人日、残高証明書の作成、対応1人日 当日対応：往査期間中の対応3.5人日 事後対応：拠点の附属明細書等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 総時間数48.5時間 事前準備：17.5時間 当日対応：31.0時間 事後対応：なし 	<ul style="list-style-type: none"> 管理体制は整っており、既存の資料で監査対応はできた。 修正事項は、会計事務所への外注契約内での対応で、法人内負担はなし。 拠点ごとに銀行勘定があり残高確認作成で追加の事務負担が発生した。
会計監査に対する今後の期待	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制、内部管理面での指導。 法人経営基盤強化のロードマップ提示。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘事項以外も文書によるアドバイスを受けた。 必要ない指摘事項は強く明確に指摘してもらった。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導機能の発揮（アドバイザリー業務のほかが指導を受けたり、相談しやすい。やや形式的になってしまった感あり）。 経営分析およびそれに基づくアドバイス。 数年周期にして負担感を減らしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人運営に対する指導的機能の発揮。 事務職員だけでなく法人全職員のレベルアップ。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人運営に対する指導的機能の発揮。 事務職員だけでなく法人全職員のレベルアップ。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務遂行上有効な情報の提供。 基準等が改正された場合の情報提供および指導。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、法人ガバナンスが有効に機能するように、会計監査人と協力していきたい。 基準等が改正された場合の情報提供および指導。 	<ul style="list-style-type: none"> 結果だけでなく、そのプロセスをきちんと見るものなので、その点ではメリットがある。 五年に一回程度に頻度を下げると負担を減らす方策を考えてほしい。
継続予定	継続予定	継続予定	継続予定	継続予定	継続予定	継続予定	継続予定	未定

第3章 会計監査導入の効果・課題の検証

1. アンケート調査の実施

今般、会計監査導入の対象ではない法人（収益規模 30 億円以下、かつ、負債残高 60 億円以下の法人）における会計監査の導入効果・課題を明らかにするために、「社会福祉法人会計監査設置モデル事業」（以下、モデル事業）に申請・許可された 14 法人に対してアンケート調査を実施した。

(1) アンケート調査実施対象法人の事業種別ならびに事業規模

法人番号	事業種別	平成 29 年度収益額
1	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、グループホーム、訪問介護、訪問入浴、通所介護、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、サービス付高齢者住宅、保育園、こども園	約 1 2 億円
2	特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、地域生活援助センター、保育園、子育て支援センター	約 1 8 億円
3	多機能型事務所、訪問介護、障がい者支援施設、共同生活援助事業所	約 1 3 億円
4	保育園	約 1 2 億円
5	特別養護老人ホーム、デイホーム	約 2 0 億円
6	保育園	約 1 4 億円
7	就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、生活介護、施設入所支援、短期入所、居宅介護、同行援護、共同生活援助、相談支援、移動支援、地域活動支援センター就労、介護支援、児童サービス、放課後等デイサービス、児童発達支援	約 1 5 億円
8	障害児入所施設、障害者支援施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、通所（生活介護）、グループホーム、就労継続支援 B 型、相談支援	約 1 3 億円
9	特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、グループホーム、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援、在宅介護支援	約 1 3 億円
10	在宅介護、指定生活介護支援、グループホーム、家事援助、身体介護、通院介護、移動介護	約 1 2 億円

法人番号	事業種別	平成 29 年度収益額
11	乳児保育園、夜間保育園、地域子育て支援センター、 児童家庭支援センター、母子生活支援施設、 児童発達支援センター、障がい児童相談支援 就労継続支援 B 型、生活介護、放課後等デイサービ ス、共同生活援助、倉地域生活支援センター、生活介 護、居宅介護	約 1 7 億円
12	障害児入所施設、障害者支援施設、就労支援、相談 支援、地域生活支援センター、障害児通所施設、保育 園	約 1 3 億円
13	特別養護老人ホーム（ショートステイ）、ケアハウ ス、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援、訪問 看護、グループホーム、介護老人福祉施設	約 2 0 億円
14	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ショートステ イ、訪問入浴サービス、配食サービス、認知症高齢者 デイケア、デイサービスセンター(B 型)、在宅介護支 援センター、ホームヘルプサービス、訪問看護、小規 模多機能型居宅介護事業	約 2 6 億円

(2) 調査票の改定

① 委員会での主な指摘事項

アンケート調査票は、経年比較を可能にするため、原則、平成 29 年度事業と同一の設問項目とした。ただし、第二回委員会にて、以下の意見をいただいたことを踏まえて、これらを適宜反映した。

- A) ヒアリング調査結果にみられるように、委嘱先の会計監査人を探すのが難しい地域が出てきている。今後、会計監査設置義務の適用範囲が拡大すると、この状況はより深刻になっていくと懸念される。会計監査導入の「課題」として、関連設問を用意してはどうか。
- B) 社会福祉法人のなかには、会計監査導入前から、任意監査を受けたり、福祉サービス第三者評価の受審、ISO 認証を受けるなど内部管理体制の構築に先進的に取り組んでいるところもある。こうした社会福祉法人の場合、会計監査導入への期待が相対的に低くなることもありうる。アンケート調査結果の解釈の正確性を期するため、法人の内部管理体制の構築状況を確認するチェックシートを用意してはどうか。

② 指摘事項に対する対応方針

○指摘事項 A) への対応

調査票「【各論編②】想定される課題について」において、項目番号 44 として「会計監査設置義務の適用範囲拡大に伴い、会計監査人の需給がひっ迫する懸念」の質問を追記した。

○指摘事項 B) への対応

調査票の末尾に、アンケートご回答法人の内部管理体制構築状況にかかるチェック項目を用意した (A~U)。回答方法は、それぞれの項目に該当するか否か (Yes/No を選択) に加えて、該当する場合にはその具体的内容について記載していただく形式とした。

(3) 調査票（確定版）

上記の検討プロセスを経て、確定版となった調査票は以下のとおりである。

① 調査票（確定版）のポイント

A) 全体構成

本アンケート調査では、45 項目について効果・課題を検証することとした。これを「総論編」「各論編①」「各論編②」に区分した。

「総論編」は、会計監査導入による中長期的効果を、「各論編①」は、会計監査導入による短期的直接的効果を、「各論編②」は、会計監査導入に関する課題をまとめたものである。

B) 質問構成

区分	設問内容
総論編	<p>【質問 1】</p> <ul style="list-style-type: none">・会計監査導入により中長期的視点から期待される効果について※将来される効果を 5 段階で評価（選択式） <p>【質問 2】</p> <ul style="list-style-type: none">・質問 1 の回答について、具体的理由を記載（自由記述）
各論編①	<p>【質問 3】</p> <ul style="list-style-type: none">・現状の取り組み状況について、「規程（ルール）が策定・整備されているか」、「規程が運用されているか」、「運営の状況や結果が記録・保管されているか」、「規程（ルール）が適宜見直し・改善されているか」という視点から、5 段階で評価 <p>【質問 4】</p> <ul style="list-style-type: none">・質問 3 の回答について、具体的な状況を記載（自由記述）※予備調査等で会計士からの指摘を受けた場合にはその内容を中心に記載 <p>【質問 5】</p> <ul style="list-style-type: none">・質問 3 の状況を今後どこまで改善していきたいか※ 5 段階で評価（段階については、質問 3 に準ずる） <p>【質問 6】</p> <ul style="list-style-type: none">・質問 3 の回答について、具体的な状況を記載（自由記述）※予備調査等で会計士からの指摘を受けた場合にはその内容を中心に記載。

区分	設問内容
各論編②	<p>【質問7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定される課題の懸念の度合いについて、5段階で評価。 <p>【質問8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問7の回答について、具体的な状況を記載（自由記述） <p>※予備調査等で会計士からの指摘を受けた場合にはその内容を中心に記載。</p>

C) 回答手順

調査票は、委嘱先の会計監査人が最初に記入作成し、それを参考にしながら法人担当者が記入作成する。

会計監査人は、会計監査人としての立場、意見に基づいて記載し、また、法人は法人としての立場、意見に基づいて記載する（したがって、同じ項目について異なる評価、記載がなされてもかまわない）。

② 回答方法等についての説明

上記のように、本アンケート調査は回答の手順や回答方法が複雑であることから、郵送方式をとらず、事務局が各法人を訪問し説明のうえ回答を依頼することとした。

あわせて、回答マニュアル「ご回答にあたって」を作成し説明に用いた。

項目番号	【質問3】現状の課題・取組の状況について ①「規程（ルール）」が規定・整備されているか、 ②「規程が運用されているか」、 ③「運営の状況や結果が記録・保管されているか」、 ④「規程（ルール）」が適宜見直し・改善されているか」について 「5」・「4」・「3」・「2」・「1」の全てに対応できている 「4」・「3」・「2」・「1」の①、②、③に対応できている 「3」・「2」・「1」の①、②に対応できている 「2」・「1」の①、②に対応できている 「1」・「1」の①、②に対応できいない （※該当しない法人様については「非該当（未記載）」	【質問4】 ○【質問3】の理由について具体的に記載してください （自由記述） ※ご回答にあたっては、予備調査等で会計監査人から指摘された事項等を中心に記載いただきますようお願いいたします。	【質問5】今後、期待する効果と改善の方向性について ○【質問3】でご回答された選択肢番号を、会計監査の導入を通じて、今後、貴法人にてどの水準まで改善していきたいと考えているか。 （選択肢番号の考え方は、質問3に準ずるものとする） ○社会福祉法人様のみご回答下さい。	【質問6】 ○【質問5】の理由について具体的に記載してください。（自由記述） ○社会福祉法人様のみご回答下さい。 ※ご回答にあたっては、予備調査等で会計監査人から指摘された事項等を中心に記載いただきますようお願いいたします。
【視点2】 計算書類等の誤り、社会福祉充実残額等の誤りの認識				
13 過年度の会計処理の誤りによる計算書類並びに社会福祉充実残額等の誤りの認識を修正する体制の構築。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
14 内容不明なまま繰り越された貸借対照表残高を解消する体制の構築。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
15 会計基準省令、運用指針、その他会計関係通知等の不明点を解消する体制の構築。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
【視点3】 内部統制・ガバナンスの向上・強化・可視化（見える化）				
16 法人の決裁基準、職務分掌、職務権限の整理による職務権限規程（規程）の実効性確保。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
17 財務、人事、IT など管理機能の法人本部への集約化等による本部機能の強化。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
18 コンプライアンスにかか法人の取組（組織、責任者、研修の実施）の可視化。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
19 内部監査部門（監事監査を含む）の組織における位置づけの明確化、内部監査部門の役割・体制の明確化、ならびに内部監査の実効性確保。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
20 予算の積算、進捗管理、補正予算などを規定した予算管理規程等の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
21 IT（ハード、ソフト）の管理体制（責任者、職務内容、IT 研修）の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
22 人材育成制度（考課制度、キャリアアッププラン、メンタルケア、研修計画等）の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
23 公印・銀行印の使用管理体制等の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
24 関連当事者間取引の把握、取引実施の承認手続き、取引内容開示など、関連当事者間取引にかかる情報開示。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
【視点4】 経理業務にかかる内部牽制ならびに業務手順の標準化・手帳書の整備・運用の向上				
25 請求業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手帳書の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
26 購買業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手帳書の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
27 人件費関連業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手帳書の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
28 資金管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手帳書の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	
29 在庫管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手帳書の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択してください		(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択してください	

項目番号	【質問4】 ○【質問3】の理由について具体的に記載してください(自由記述) ※ご回答にあたっては、予備調査等で会計監査人から指摘された事項等を中心に記載いただきますようお願いいたします。	【質問5】今後、期待する効果と改善の方向性について ○【質問3】でご回答された選択肢番号を、会計監査の導入を通じて、今後、貴法人にての水準まで改善していきたいと考えているか、(選択肢番号の考え方は、質問3に準ずるものとする) ○社会福祉法人様のみご回答下さい。	【質問6】 ○【質問5】の理由について具体的に記載してください(自由記述) ※ご回答にあたっては、予備調査等で会計監査人から指摘された事項等を中心に記載いただきますようお願いいたします。
【視点5】 会計業務の効率化・標準化・手順書の整備・運用の向上			
30	会計業務にかかるチャックリスト、会計業務マニュアルの整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
31	決算手続きのリスト化、決算業務マニュアルの整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
【視点6】 資産の保全・管理体制の整備 (不正による計算書類等の虚偽表示の回避)			
32	現金の入出金手続きにかかる内部牽制ならびに現金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
33	預金の支払手続きにかかる内部牽制ならびに預金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
34	固定資産の現物の保管管理体制の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
【視点7】 事業収益算定要件の確認体制の整備・運用の向上 (収益の過請求の回避)			
35	利用契約時ならびに利用者情報更新時の確認体制の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
36	請求時における加算・減算要件の確認体制の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
37	事業収益の不正・虚偽を対象にした内部監査体制の整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
【視点8】 施設整備にかかる透明性の確保			
38	業者選定手続きの透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
39	契約の透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
40	施設整備にかかる会計処理の不透明点を相対することによる会計処理の重要な誤謬の回避。	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	(1 2 3 4 5) のいずれかを右から選択して下さい
41	【その他】【社会福祉法人様のみご回答下さい】 上記の(視点1)~(視点8)以外で会計監査人に期待する事項 (自由記述)		

【各論編②】想定される課題について（社会福祉法人様のご回答下さい）

項目番号	【質問7】想定される課題について F5 J...大いに懸念している F4 J...やや懸念している F3 J...普通程度に懸念している F2 J...あまり懸念していない F1 J...ほとんど懸念していない (※該当しない法人様については「非該当」を記載)	【質問8】 想定される課題の具体的な内容について記載して下さい（自由記述）
42	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	
43	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	
44	(1 2 3 4 5 非該当) のいずれかを右から選択して下さい	
45	その他（自由記述）	
【ご回答にあたって、以下のA～UについてYes/Noのいずれかを必ずお選びください】(法人様のご回答ください)。		
A	本モデル事業を実施する前から、任意で会計監査を受け、監査報告書を受領している。	⇒Yesの場合、いつ頃から導入しているか
B	福祉サービス第三者評価を受審している。	⇒Yesの場合、受審した年度
C	ISO9000シリーズの認証を受けている。	⇒Yesの場合、取得した年度
D	会計事務の一部または全部を外部の会計事務所等に委託している（記帳代行業務）。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
E	外部の会計の専門家による経営戦略策定にかかる支援（コンサルテーション等）を受けている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
F	外部の会計の専門家（税理士・公認会計士）によって、予算及び補正予算の編成ならびに決算書のチェックを受けている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
G	外部の会計の専門家による会計ソフトを毎月もしくは四半期毎に行っている（会計指導業務）。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
H	法人の役員（理事・監事）に会計の専門家がいる。または、法人職員（事務員・事務長等）に会計の専門家がいる。また、それらの会計の専門家や法人の管理会計に関わっている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
I	各事業所で月次試算表や四半期決算書をもとに経営状況を分析・検討する会議が開催されている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
J	各事業所の経営状態が理事長、業務執行理事及び統括会計責任者が随時チェックできるシステムが構築されており、また活用されている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
K	請求事務（介護報酬請求や運営費の請求等）を当該事業所のみならず法人本部や統括会計責任者が請求する体制が構築されている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
L	理事長、統括会計責任者、会計責任者が参加する法人全体の経営状況を分析・検討する会議が開催されている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
M	法人全体の中長期的な経営戦略の方針や中長期事業計画を定めており、内部の経営状況を検討する会議及び理事会において定期的に見直しを行っている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
N	職員満足、利用者満足向上のために独自の取り組みを行っている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
O	各事業所においてサービスの質の向上を検討する委員会が組織され、定例の会議が開催されている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
P	サービス利用者及びその家族等を対象とした、顧客満足に係るアンケート調査等を実施している。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
Q	請求ソフト等は拠点ごとで統一されている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
R	本アンケート回答時、監査受嘱のための予備調査が終了している。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
S	本アンケート回答時、監査の基本的な方針を確定中である。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
T	本アンケート回答時、リスク評価手続・リスク対応手続を実施中である。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について
U	本件受嘱前から訪問契約等があり、当該社会福祉法人の状況をよく理解できている。	⇒Yesの場合、具体的な実施内容について

2. アンケート調査回答状況

第4章にて記載したアンケート調査実施については、対象14法人すべての社会福祉法人および会計監査人からの回答をいただいた。

3. アンケート調査の分析フレーム

(1) 中・長期的に期待される効果（総括編）

○対象項目番号 1～8（うち、項目番号8は自由記述）

○対象質問番号 質問1、2

項目番号1～7について、各法人の評価点数と14法人の評価点数の平均値（以下、「平均値」）を比較（レーダーチャート分析）。

項目番号1～7のすべてにおいて評価点数が平均値を上回っている法人（監査導入に高い期待を持っている法人群）、すべてにおいて平均値を下回っている法人（監査導入による効果をあまり期待していない法人群）を抽出。

これら法人群の属性や自由回答（質問2）状況を確認し、特徴や傾向を分析する。

(2) 現在の課題・取組み状況に関する法人と会計監査人との認識比較

○対象項目番号 9～41（うち、項目番号41は自由記述）

○対象質問番号 質問3、4

項目番号9～40について、法人の現時点での対応状況に関する14法人の評価点数平均値と会計監査人の評価点数平均値とを比較。

これによって、社会福祉法人における会計監査に係る取組み状況について、法人の評価と会計監査人との間で認識の差異のある項目を把握する。

差異については「法人の平均値」から「会計監査人の平均値」を控除することとした。

すなわち、この値がプラスの項目は、法人の自己認識に比べて専門家である会計監査人の評価が低いことを意味する。

(3) 現在の課題・取組み状況と今後の改善水準との比較

○対象項目番号 9～41（うち、項目番号41は自由記述）

○対象質問番号 質問3、4、5、6

項目番号9～40について、取組み状況に関する自法人の評価点数平均値（質問3）と今後の改善の方向性に対する評価点数平均値（質問5）とを比較。

これによって、法人の現状と将来達成したい水準の差異を把握する。

なお、差異については「将来達成したい水準の平均値」（質問5）から「自法人の現在の取組み状況の平均値」（質問3）を控除することとした。すなわち、この値がプラスの項目は、法人が現状よりも将来に改善したいと考えていることを意味する。

4. 分析結果

(1) 中・長期的に期待される効果（総括編）

① 14 法人の評価値平均（平成 30 年度の調査）

項目番号 1～7につき、5段階評価の14法人平均値（以下、評価値平均）を高い順に整理すると以下の通り。

図表 11 14 法人の評価値平均（平成 30 年）

項目番号	内容	評価値平均
1	会計監査導入により、自法人の経営環境（内部経営環境・外部経営環境）を把握する機会になる。	4.64
2	計算書類等の誤りの修正や財務リスクの把握を通じて、経営戦略や中長期計画を実現するために財務面の改善が必要であるとの認識につながる。	4.64
7	行政指導監査の指摘とは異なる気づきにより、業務改善が期待される。	4.64
4	利害関係者（利用者、その家族、ボランティア、地域の方々、取引業者等）に法人の実態を反映した計算書類や財務状態に対する経営者の所見を開示することで、社会的信頼性の向上につながる。	4.50
3	月次で財務情報・非財務情報を収集・分析し、理事長等の経営層に報告する体制を整備し、法人の経営基盤強化につながる。	4.43
5	コンプライアンス及びガバナンスの向上を通じて、職員の労働環境の改善が図られ、職員満足度（ES）の向上につながる。	3.86
6	人材育成の仕組みが定着することで、提供するサービスの質向上と利用者満足度（CS）の向上につながる。	3.57

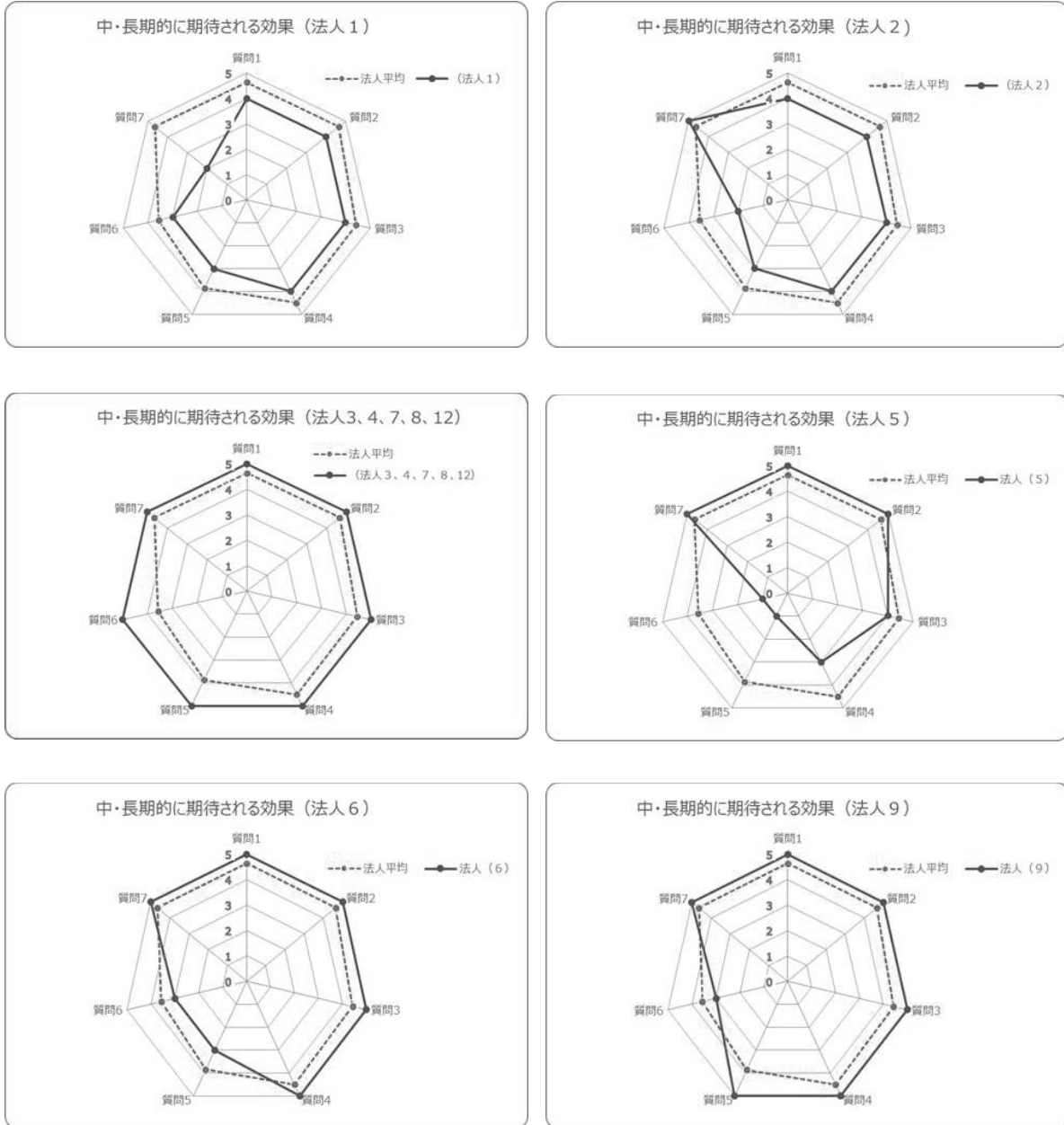
図表 12 参考：17 法人の評価値平均（平成 29 年）

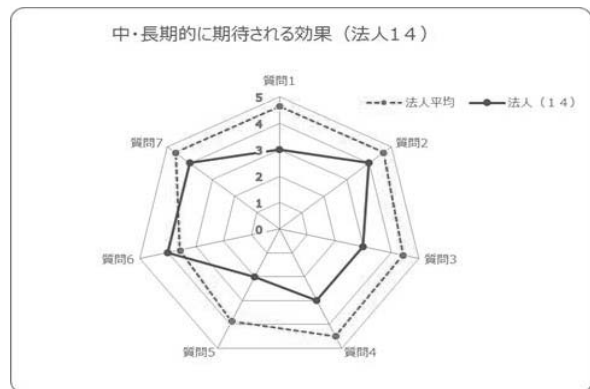
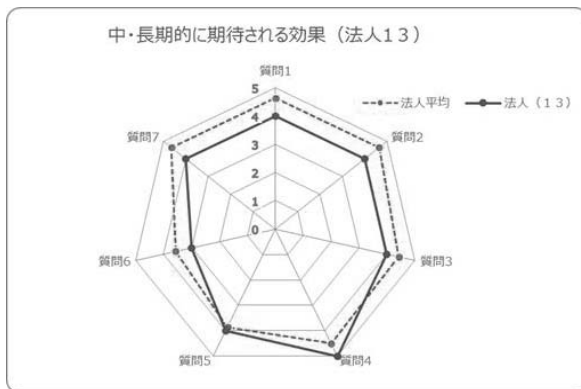
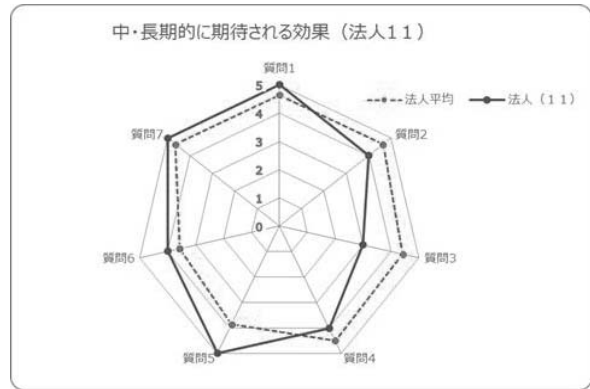
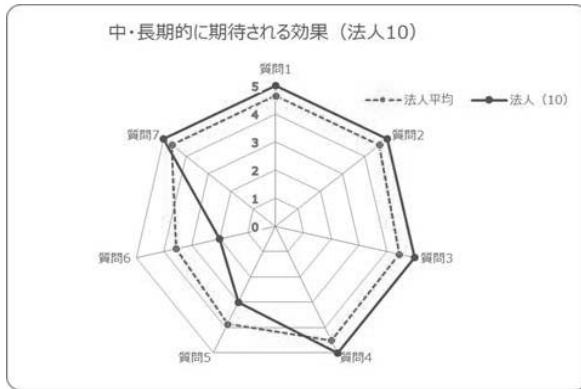
項目番号	内容	評価値平均
7	行政指導監査の指摘とは異なる気づきにより、業務改善が期待される。	4.59
2	計算書類等の誤りの修正や財務リスクの把握を通じて、経営戦略や中長期計画を実現するために財務面の改善が必要であるとの認識につながる。	4.47
4	利害関係者（利用者、その家族、ボランティア、地域の方々、取引業者等）に法人の実態を反映した計算書類や財務状態に対する経営者の所見を開示することで社会的信頼性の向上につながる。	4.38
1	会計監査導入により、自法人の経営環境（内部経営環境・外部経営環境）を把握する機会になる。	4.35
3	月次で財務情報・非財務情報を収集・分析し、理事長等の経営層に報告する体制を整備し、法人の経営基盤強化につながる。	4.35
5	コンプライアンスおよびガバナンスの向上を通じて、職員の労働環境の改善が図られ、職員満足度（ES）の向上につながる。	3.94
6	人材育成の仕組みが定着することで、提供するサービスの質向上と利用者満足度（CS）の向上につながる。	3.75

② 評価値平均と比較した各法人の回答状況（平成 30 年度の調査）

法人 1 から 14 までの各法人の回答状況を上記①の評価値平均と比較し、レーダーチャート化したものが以下である。

図表 13 法人 1 から 14 までの各法人の評価値平均（平成 30 年）

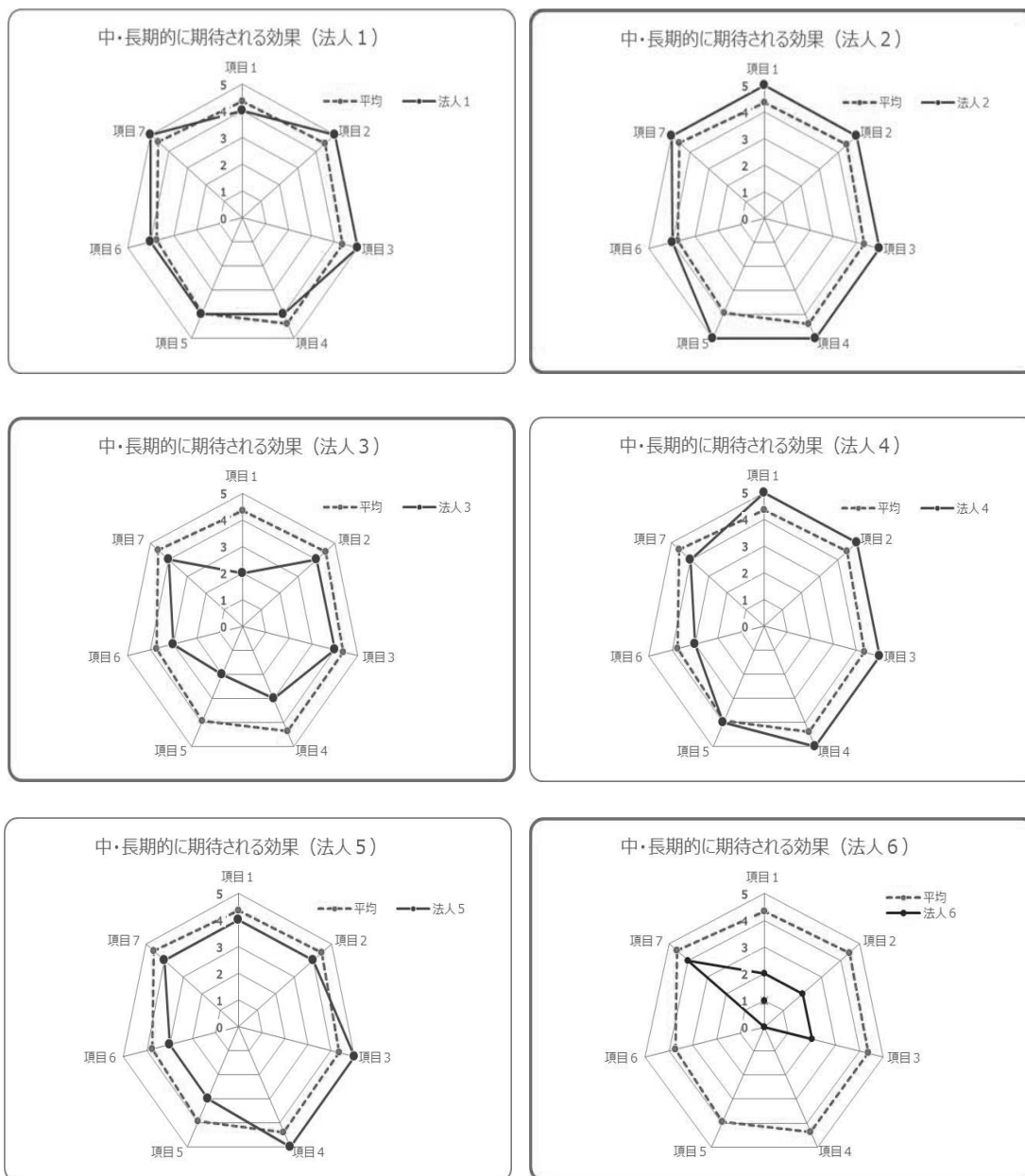




[凡例]

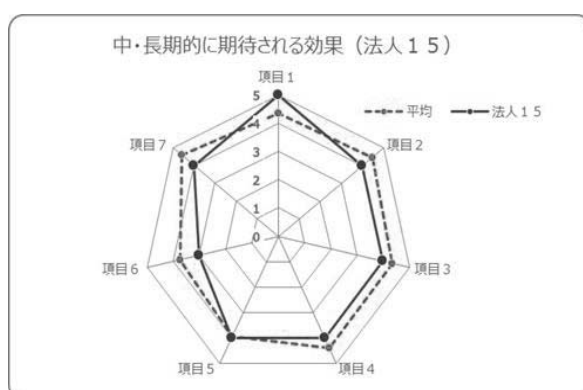
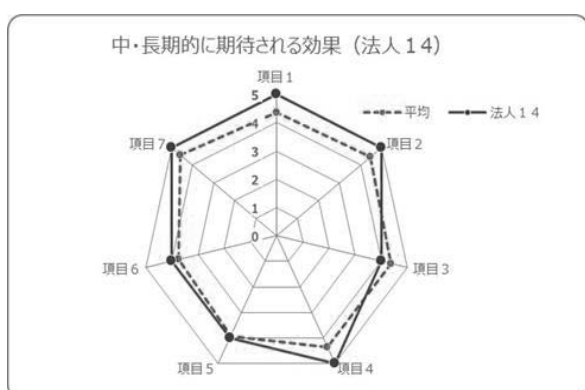
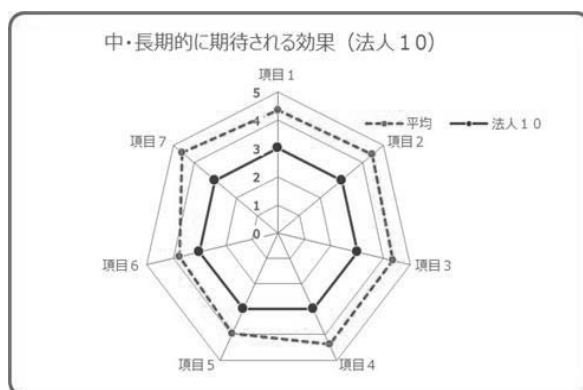
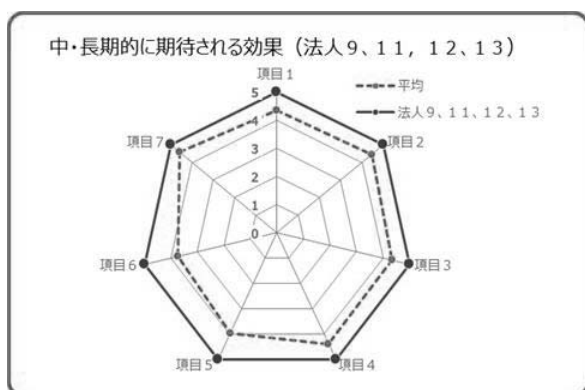
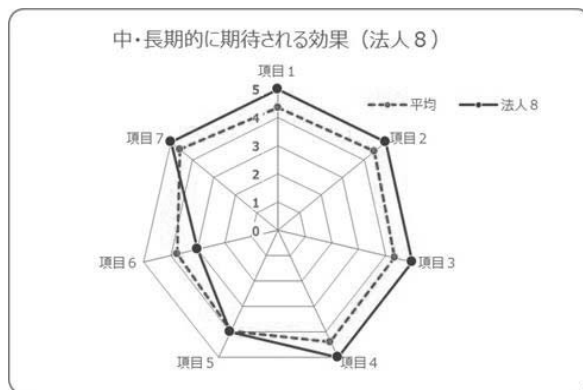
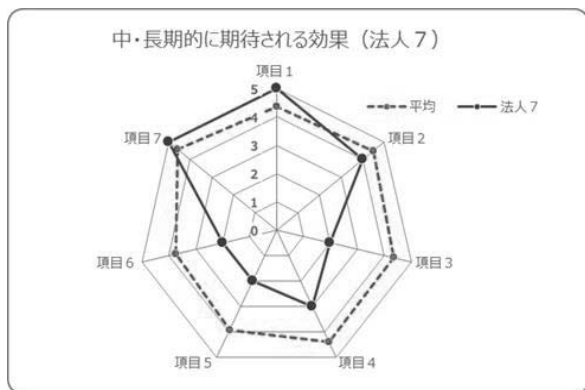
番号	内容
1	自法人の経営環境（内部経営環境・外部経営環境）を把握する機会になる。
2	財務リスクの把握を通じて経営戦略等実現のための財務改善が必要との認識につながる。
3	月次情報を収集・分析し経営層に報告する体制を整備し法人の経営基盤強化につながる。
4	利害関係者に計算書類等を開示することで社会的信頼性の向上につながる。
5	職員満足度（E S）の向上につながる。
6	利用者満足度（C S）の向上につながる。
7	行政指導監査の指摘とは異なる気づきにより、業務改善が期待される。

図表 14 参考：法人 1 から 17 までの各法人の評価値平均（平成 29 年）



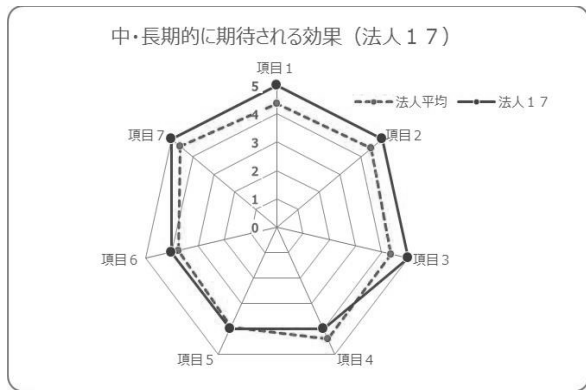
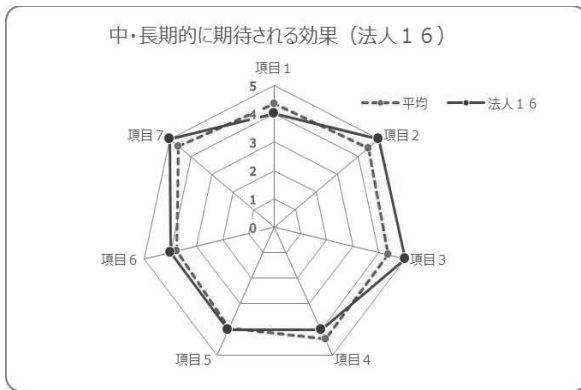
[凡例]

番号	内容
1	自法人の経営環境（内部経営環境・外部経営環境）を把握する機会になる。
2	財務リスクの把握を通じて経営戦略等実現のための財務改善が必要との認識につながる。
3	月次情報を収集・分析し経営層に報告する体制を整備し法人の経営基盤強化につながる。
4	利害関係者に計算書類等を開示することで社会的信頼性の向上につながる。
5	職員満足度（E S）の向上につながる。
6	利用者満足度（C S）の向上につながる。
7	行政指導監査の指摘とは異なる気づきにより、業務改善が期待される。



[凡例]

番号	内容
1	自法人の経営環境（内部経営環境・外部経営環境）を把握する機会になる。
2	財務リスクの把握を通じて経営戦略等実現のための財務改善が必要との認識につながる。
3	月次情報を収集・分析し経営層に報告する体制を整備し法人の経営基盤強化につながる。
4	利害関係者に計算書類等を開示することで社会的信頼性の向上につながる。
5	職員満足度（E S）の向上につながる。
6	利用者満足度（C S）の向上につながる。
7	行政指導監査の指摘とは異なる気づきにより、業務改善が期待される。



[凡例]

番号	内容
1	自法人の経営環境（内部経営環境・外部経営環境）を把握する機会になる。
2	財務リスクの把握を通じて経営戦略等実現のための財務改善が必要との認識につながる。
3	月次情報を収集・分析し経営層に報告する体制を整備し法人の経営基盤強化につながる。
4	利害関係者に計算書類等を開示することで社会的信頼性の向上につながる。
5	職員満足度（ES）の向上につながる。
6	利用者満足度（CS）の向上につながる。
7	行政指導監査の指摘とは異なる気づきにより、業務改善が期待される。

③ 分析フレームによる結果 ((平成 30 年度))

全項目で平均を上回った法人 (レーダーチャートの赤枠)	法人 3、4、7、8、12 (全項目で「5」)
--------------------------------	----------------------------

これら法人について、中長期的な効果に関する記述 (質問 2) を整理すると、

- A) 自法人の経営資源を再確認することができ、新たな角度から自法人の経営環境を活用することができる。
- B) 内部統制を整備することで財務リスクを未然に防ぐことができる。また、財務状況を把握することで、具体的な経営戦略や中長期計画の立案が可能となる。
- C) 月次報告体制の構築により、課題等が発生した場合にもすばやい改善に着手することができる。
- D) 会計監査人の導入、計算書類、財務状態の開示により、社会的信頼を得られる。
- E) 職員の労働環境、また法人のガバナンスをチェックしていただきその改善を図ることができる。
- F) 会計監査の指導的機能の発揮でアドバイスがもらえることを期待している。
- G) 行政監査指導とは異なる指摘を受けることにより、業務上の改善点を多角的に認識する機会となる。

となっている。

これらコメントより、平均を上回った法人は、会計上の誤り等の指摘に対応するだけでなく、それを契機に自法人の経営基盤の再構築を図ろうとする姿勢がみてとれる。

また、行政監査指導とは異なる指摘を受けることで、業務上の改善事項を知る機会を得て、マネジメント人材の育成等が期待できるなど前向きな意見もあった。

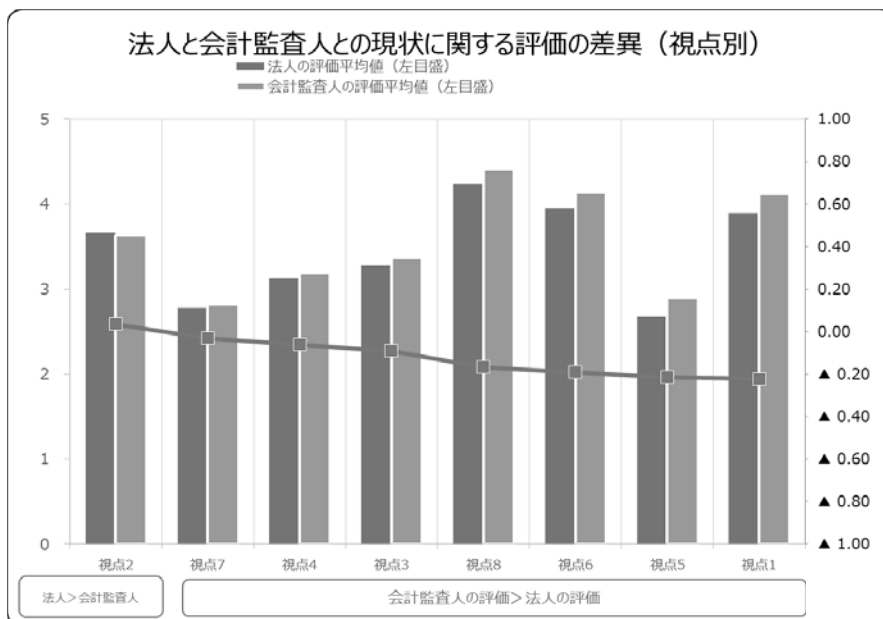
(2) 現在の課題・取組み状況に関する法人と会計監査人との認識比較

会計監査導入にあたって社会福祉法人の内部統制の整備状況等につき、社会福祉法人と会計監査人との間の認識格差を表したのが下図である。

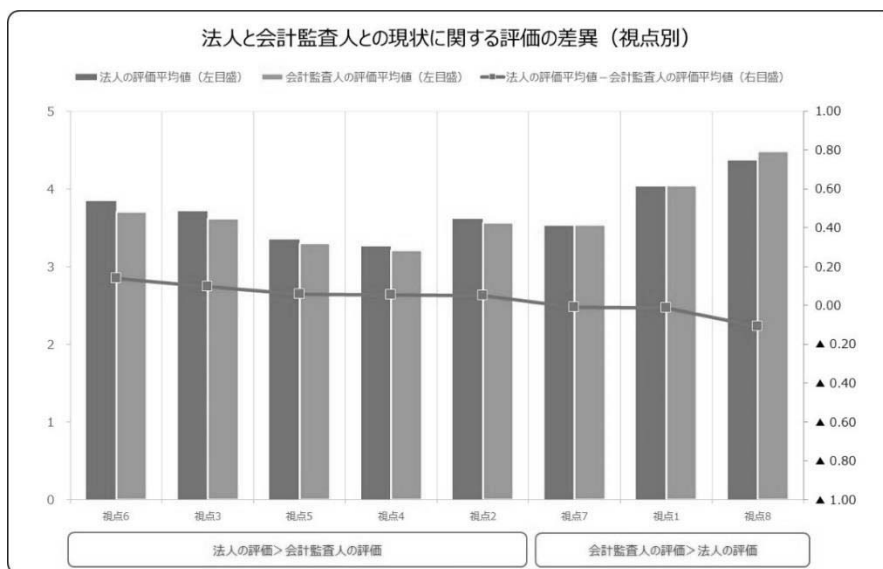
具体的には、社会福祉法人の評価平均値から会計監査人の評価平均値との差の大きい順から並べなおしている。

上段が調査票の視点1～8の分類、下段が項目番号9～40の分類で整理している。

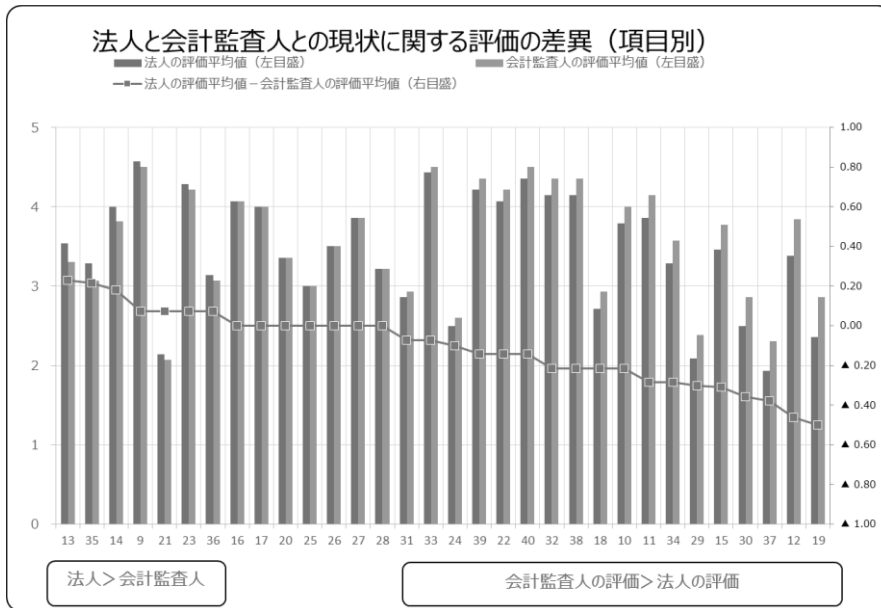
図表 15 法人と会計監査人の現状に関する評価の差異（視点別）（平成 30 年）



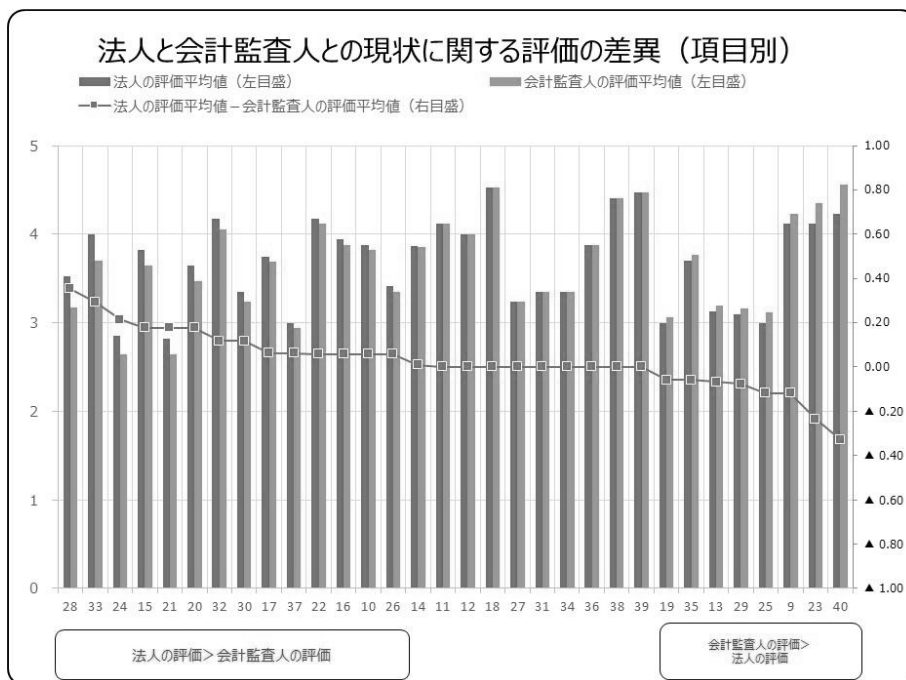
図表 16 参考：法人と会計監査人の現状に関する評価の差異（視点別）（平成 29 年）



図表 17 法人と会計監査人の現状に関する評価の差異(項目別)(平成 30 年)



図表 18 参考：法人と会計監査人の現状に関する評価の差異(項目別)(平成 29 年)



図表 19 法人と会計監査人の現状に関する評価の差異（項目名入り）（平成 30 年度）

項目番号	視点番号	内容	法人の 評価平均値	会計監査人の 評価平均値	法人-監査 (評価平均値)
13	2	過年度の会計処理の誤りによる計算書類並びに社会福祉充実残額の誤りの認識を修正する体制の構築。	3.54	3.31	0.23
35	7	利用契約時ならびに利用者情報更新時の確認体制の整備・運用・見直し。	3.29	3.07	0.21
14	2	内容不明のまま繰り越された貸借対照表残高を解消する体制の構築。	4.00	3.82	0.18
9	1	会計業務の効率化による、拠点区分（施設・事業所）の月次報告書（試算表）の作成。	4.57	4.50	0.07
21	3	I T（ハード、ソフト）の管理体制（責任者、職務内容、I T研修）の整備・運用・見直し。	2.14	2.07	0.07
23	3	公印・銀行印の使用管理体制等の整備・運用・見直し。	4.29	4.21	0.07
36	7	請求時における加算・減算要件の確認体制の整備・運用・見直し。	3.14	3.07	0.07
16	3	法人の決裁基準、職務分掌、職務権限の整理による職務権限規程(規則)の実効性確保。	4.07	4.07	0.00
17	3	財務、人事、I Tなど管理機能の法人本部への集約化等による本部機能の強化。	4.00	4.00	0.00
20	3	予算の積算、進捗管理、補正予算などを規定した予算管理規程等の整備・運用・見直し。	3.36	3.36	0.00
25	4	請求業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.00	3.00	0.00
26	4	購買業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.50	3.50	0.00
27	4	人件費関連業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.86	3.86	0.00
28	4	資金管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.21	3.21	0.00
31	5	決算手続きのリスト化、決算業務マニュアルの整備・運用・見直し。	2.86	2.93	-0.07
33	6	預金の支払手続きにかかる内部牽制ならびに預金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	4.43	4.50	-0.07
24	3	関連当事者間取引の把握、取引実施の承認手続き、取引内容開示など、関連当事者間取引にかかる情報開示。	2.50	2.60	-0.10
39	8	契約の透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	4.21	4.36	-0.14
22	3	人材育成制度（考課制度、キャリアアッププラン、メンタルケア、研修計画等）の整備・運用・見直し。	4.07	4.21	-0.14
40	8	施設整備にかかる会計処理の不明点を相談することによる会計処理の重要な誤謬の回避。	4.36	4.50	-0.14
32	6	現金の入出金手続きにかかる内部牽制ならびに現金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	4.14	4.36	-0.21
38	8	業者選定手続きの透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	4.14	4.36	-0.21
18	3	コンプライアンスにかかる法人の取り組み（組織、責任者、研修の実施）の可視化。	2.71	2.93	-0.21
10	1	拠点区分の財務状態（リスク）を分析し、報告する体制の整備。	3.79	4.00	-0.21
11	1	法人全体の財務状態（リスク）を分析し、理事会へ報告する体制の整備。	3.86	4.14	-0.29
34	6	固定資産の現物の保管管理体制の整備・運用・見直し。	3.29	3.57	-0.29
29	4	在庫管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	2.08	2.38	-0.30
15	2	会計基準省令、運用指針、その他会計関係通知等の不明点を解消する体制の構築。	3.46	3.77	-0.31
30	5	会計業務にかかるチェックリスト、会計業務マニュアルの整備・運用・見直し。	2.50	2.86	-0.36
37	7	事業収益の不正・誤謬を対象にした内部監査体制の整備・運用・見直し。	1.93	2.31	-0.38
12	1	施設・事業所の利用人数、職員数、稼働率等の非財務データによる要因分析をおこない、収益性の評価と改善点を認識する体制の整備。	3.38	3.85	-0.46
19	3	内部監査部門（監事監査を含む）の組織における位置づけの明確化、内部監査部門の役割・体制の明確化、ならびに内部監査の実効性確保。	2.36	2.86	-0.50

視点別で最も大きな差が生じたのは、「視点 2」（計算書類等の誤り、社会福祉充実残額等の誤りの認識）であった。

項目別で最も大きな差が生じたのは、「項目 13」（過年度の会計処理の誤りによる計算書類並びに社会福祉充実残額の誤りの認識を修正する体制の構築）であり、いずれも法人の自己認識と比較して、会計監査人の評価が低くなっている。

ただし、最も大きな差が生じた「項目 13」でも、その差は「0.23」であった。

図表 20 参考：法人と会計監査人の現状に関する評価の差異（項目名入り）（平成 29 年度）

項目番号	視点番号	内容	法人の評価 平均値	会計監査人の 評価平均値	法人の評価平均 値－会計監査人の 評価平均値
28	4	資金管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.53	3.18	0.35
33	6	預金の支払手続きにかかる内部牽制ならびに預金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	4.00	3.71	0.29
24	3	関連当事者間取引の把握、取引実施の承認手続き、取引内容開示など、関連当事者間取引にかかる情報開示。	2.86	2.64	0.21
15	2	会計基準省令、運用指針、その他会計関係通知等の不明点を解消する体制の構築。	3.82	3.65	0.18
21	3	IT（ハード、ソフト）の管理体制（責任者、職務内容、IT研修）の整備・運用・見直し。	2.82	2.65	0.18
20	3	予算の積算、進捗管理、補正予算などを規定した予算管理規程等の整備・運用・見直し。	3.65	3.47	0.18
32	6	現金の入出金手続きにかかる内部牽制ならびに現金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	4.18	4.06	0.12
30	5	会計業務にかかるチェックリスト、会計業務マニュアルの整備・運用・見直し。	3.35	3.24	0.12
17	3	財務、人事、ITなど管理機能の法人本部への集約化等による本部機能の強化。	3.75	3.69	0.06
37	7	事業収益の不正・誤謬を対象にした内部監査体制の整備・運用・見直し。	3.00	2.94	0.06
22	3	人材育成制度（考課制度、キャリアアッププラン、メンタルケア、研修計画等）の整備・運用・見直し。	4.18	4.12	0.06
16	3	法人の決裁基準、職務分掌・職務権限の整理による職務権限規程(規則)の実効性確保。	3.94	3.88	0.06
10	1	拠点区分の財務状態（リスク）を分析し、報告する体制の整備。	3.88	3.82	0.06
26	4	購買業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.41	3.35	0.06
14	2	内容不明なまま繰り越された貸借対照表残高を解消する体制の構築。	3.87	3.86	0.01
11	1	法人全体の財務状態（リスク）を分析し、理事会へ報告する体制の整備。	4.12	4.12	0.00
12	1	施設・事業所の利用人数、職員数、稼働率等の非財務データによる要因分析をおこない、収益性の評価と改善点を認識する体制の整備。	4.00	4.00	0.00
18	3	コンプライアンスにかかる法人の取り組み（組織、責任者、研修の実施）の可視化。	4.53	4.53	0.00
27	4	人件費関連業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.24	3.24	0.00
31	5	決算手続きのリスト化、決算業務マニュアルの整備・運用・見直し。	3.35	3.35	0.00
34	6	固定資産の現物の保管管理体制の整備・運用・見直し。	3.35	3.35	0.00
36	7	請求時における加算・減算要件の確認体制の整備・運用・見直し。	3.88	3.88	0.00
38	8	業者選定手続きの透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	4.41	4.41	0.00
39	8	契約の透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	4.47	4.47	0.00
19	3	内部監査部門（監事監査を含む）の組織における位置づけの明確化、内部監査部門の役割・体制の明確化、ならびに内部監査の実効性確保。	3.00	3.06	-0.06
35	7	利用契約時ならびに利用者情報更新時の確認体制の整備・運用・見直し。	3.71	3.76	-0.06
13	2	過年度の会計処理の誤りによる計算書類並びに社会福祉充実残額の誤りの認識を修正する体制の構築。	3.13	3.20	-0.07
29	4	在庫管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.09	3.17	-0.08
25	4	請求業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.00	3.12	-0.12
9	1	会計業務の効率化による、拠点区分（施設・事業所）の月次報告書（試算表）の作成。	4.12	4.24	-0.12
23	3	公印・銀行印の使用管理体制等の整備・運用・見直し。	4.12	4.35	-0.24
40	8	施設整備にかかる会計処理の不明点を相談することによる会計処理の重要な誤謬の回避。	4.24	4.56	-0.33

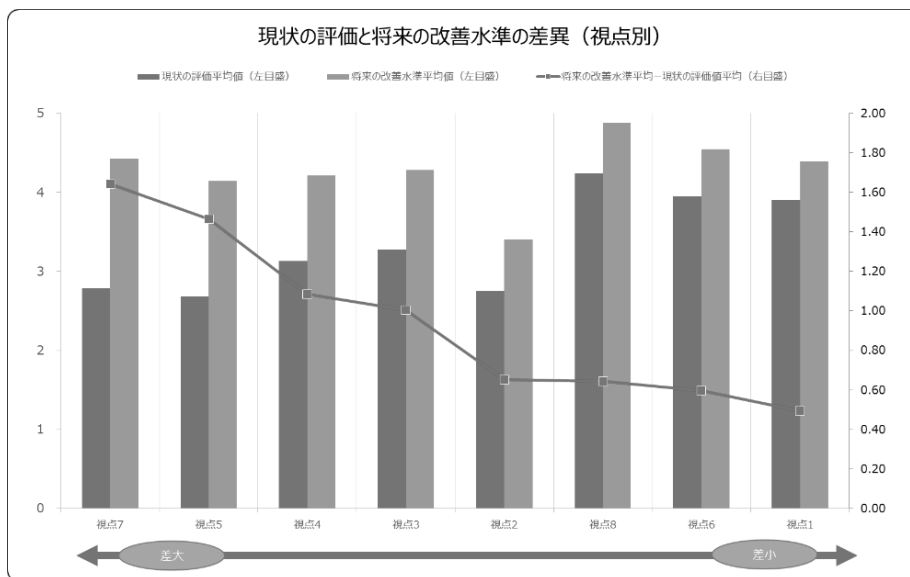
(3) 現在の課題・取組み状況と今後の改善水準との比較

社会福祉法人が、自法人の体制整備状況を今後、会計監査導入によってどこまで改善していきたいのか、その差を表したのが下の図表である。

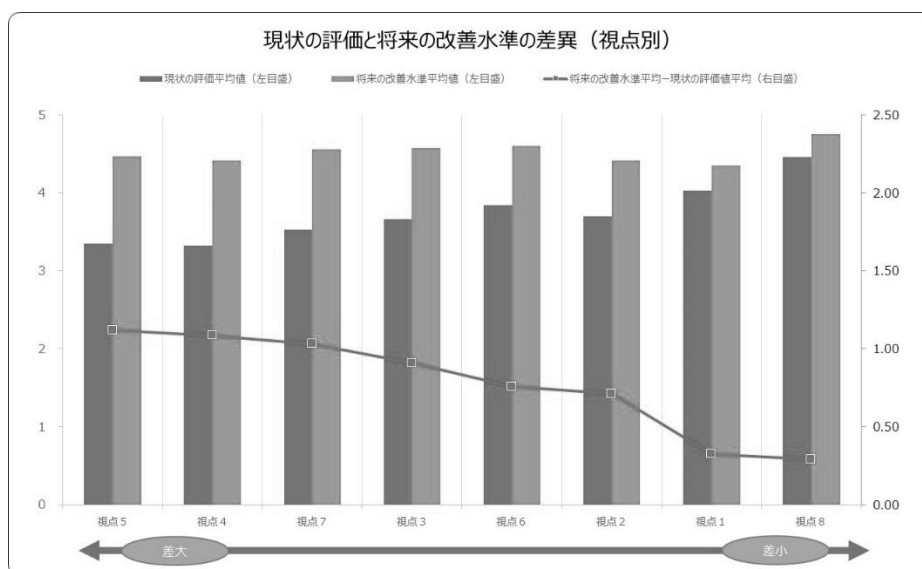
具体的には、法人の将来の改善水準の平均値から法人の現状の評価平均値との差の大きい順から並べなおしている。

上段が調査票の視点 1～8 の分類、下段が項目番号 9～40 の分類で整理している。

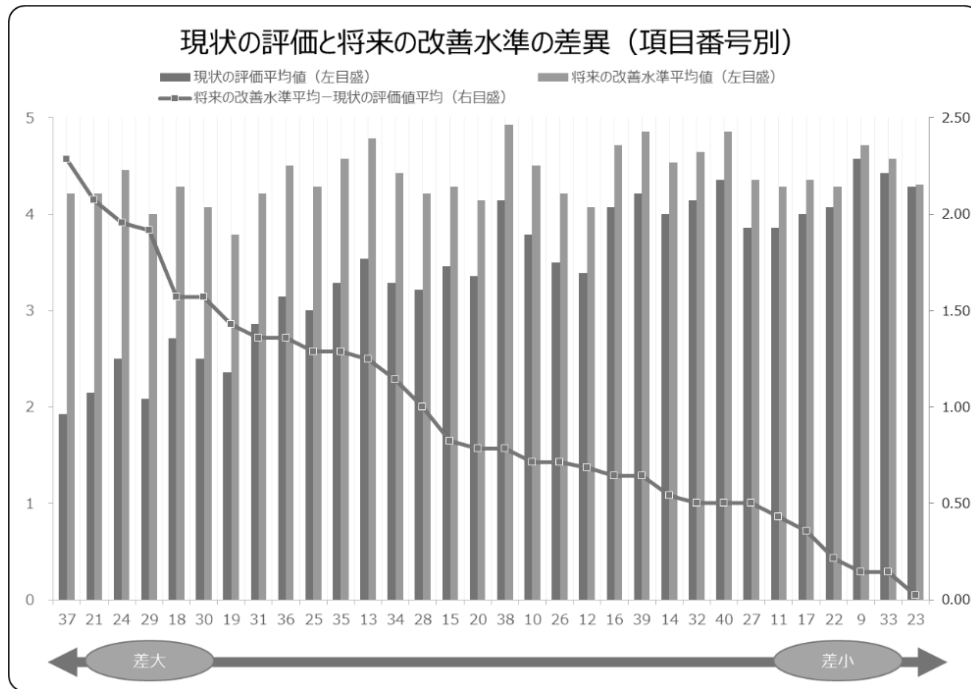
図表 21 現状の評価と将来の改善水準の差（視点別）（平成 30 年）



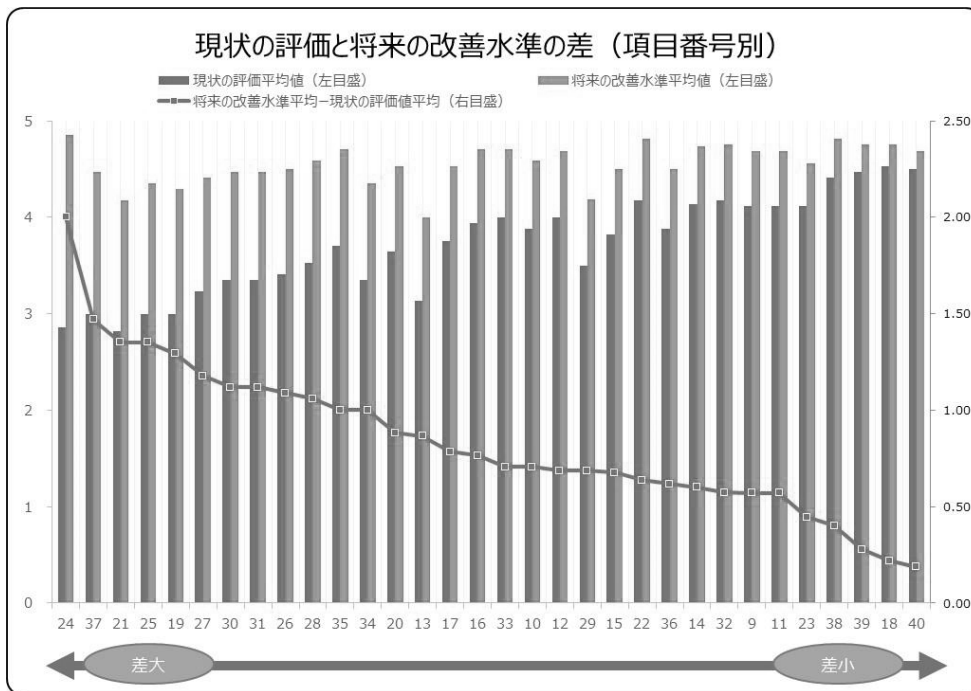
図表 22 参考：現状の評価と将来の改善水準の差（視点別）（平成 29 年）



図表 23 現状の評価と将来の改善水準の差（項目別）（平成 30 年）



図表 24 参考：現状の評価と将来の改善水準の差（項目別）（平成 29 年）



図表 25 現状の評価と将来の改善水準の差（項目名入り）（平成 30 年）

項目番号	視点番号	内容	現在の 評価平均値	将来の 評価平均値	将来-現在 (評価平均値)
37	7	事業収益の不正・誤謬を対象にした内部監査体制の整備・運用・見直し。	1.93	4.21	2.29
21	3	I T（ハード、ソフト）の管理体制（責任者、職務内容、I T 研修）の整備・運用・見直し。	2.14	4.21	2.07
24	3	関連当事者間取引の把握、取引実施の承認手続き、取引内容開示など、関連当事者間取引にかかる情報開示。	2.50	4.45	1.95
29	4	在庫管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	2.08	4.00	1.92
18	3	コンプライアンスにかかる法人の取り組み（組織、責任者、研修の実施）の可視化。	2.71	4.29	1.57
30	5	会計業務にかかるチェックリスト、会計業務マニュアルの整備・運用・見直し。	2.50	4.07	1.57
19	3	内部監査部門（監事監査を含む）の組織における位置づけの明確化、内部監査部門の役割・体制の明確化、ならびに内部監査の実効性確保。	2.36	3.79	1.43
31	5	決算手続きのリスト化、決算業務マニュアルの整備・運用・見直し。	2.86	4.21	1.36
36	7	請求時における加算・減算要件の確認体制の整備・運用・見直し。	3.14	4.50	1.36
25	4	請求業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.00	4.29	1.29
35	7	利用契約時ならびに利用者情報更新時の確認体制の整備・運用・見直し。	3.29	4.57	1.29
13	2	過年度の会計処理の誤りによる計算書類並びに社会福祉充実残額の誤りの認識を修正する体制の構築。	3.54	4.79	1.25
34	6	固定資産の現物の保管管理体制の整備・運用・見直し。	3.29	4.43	1.14
28	4	資金管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.21	4.21	1.00
15	2	会計基準省令、運用指針、その他会計関係通知等の不明点を解消する体制の構築。	3.46	4.29	0.82
20	3	予算の積算、進捗管理、補正予算などを規定した予算管理規程等の整備・運用・見直し。	3.36	4.14	0.79
38	8	業者選定手続きの透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	4.14	4.93	0.79
10	1	拠点区分の財務状態（リスク）を分析し、報告する体制の整備。	3.79	4.50	0.71
26	4	購買業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.50	4.21	0.71
12	1	施設・事業所の利用人数、職員数、稼働率等の非財務データによる要因分析をおこない、収益性の評価と改善点を認識する体制の整備。	3.38	4.07	0.69
16	3	法人の決裁基準、職務分掌・職務権限の整理による職務権限規程（規則）の実効性確保。	4.07	4.71	0.64
39	8	契約の透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	4.21	4.86	0.64
14	2	内容不明なまま繰り越された貸借対照表残高を解消する体制の構築。	4.00	4.54	0.54
32	6	現金の入出金手続きにかかる内部牽制ならびに現金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	4.14	4.64	0.50
40	8	施設整備にかかる会計処理の不明点を相談することによる会計処理の重要な誤謬の回避。	4.36	4.86	0.50
27	4	人件費関連業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	3.86	4.36	0.50
11	1	法人全体の財務状態（リスク）を分析し、理事会へ報告する体制の整備。	3.86	4.29	0.43
17	3	財務、人事、I T など管理機能の法人本部への集約化等による本部機能の強化。	4.00	4.36	0.36
22	3	人材育成制度（考課制度、キャリアアッププラン、メンタルケア、研修計画等）の整備・運用・見直し。	4.07	4.29	0.21
9	1	会計業務の効率化による、拠点区分（施設・事業所）の月次報告書（試算表）の作成。	4.57	4.71	0.14
33	6	預金の支払手続きにかかる内部牽制ならびに預金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	4.43	4.57	0.14
23	3	公印・銀行印の使用管理体制等の整備・運用・見直し。	4.29	4.31	0.02

視点別で最も大きな差が生じたのは、「視点 7」（事業収益算定要件の確認体制の整備・運用の向上（収益の過誤請求の回避））であった。

項目別で最も大きな差が生じたのは、「項目 37」（事業収益の不正・誤謬を対象にした内部監査体制の整備・運用・見直し。）であった。

図表 26 参考：現状の評価と将来の改善水準の差（項目名入り）（平成 29 年）

項目番号	視点番号	内容	将来の改善水準平均値	現状の評価平均値	将来の改善水準の評価平均値・現状の評価平均値
24	3	関連当事者間取引の把握、取引実施の承認手続き、取引内容開示など、関連当事者間取引にかかる情報開示。	4.86	2.86	2.00
37	7	事業収益の不正・誤謬を対象にした内部監査体制の整備・運用・見直し。	4.47	3.00	1.47
21	3	IT（ハード、ソフト）の管理体制（責任者、職務内容、IT研修）の整備・運用・見直し。	4.18	2.82	1.35
25	4	請求業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	4.35	3.00	1.35
19	3	内部監査部門（監事監査を含む）の組織における位置づけの明確化、内部監査部門の役割・体制の明確化、ならびに内部監査の実効性確保。	4.29	3.00	1.29
27	4	人件費関連業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	4.41	3.24	1.18
30	5	会計業務にかかるチェックリスト、会計業務マニュアルの整備・運用・見直し。	4.47	3.35	1.12
31	5	決算手続きのリスト化、決算業務マニュアルの整備・運用・見直し。	4.47	3.35	1.12
26	4	購買業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	4.50	3.41	1.09
28	4	資金管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	4.59	3.53	1.06
35	7	利用契約時ならびに利用者情報更新時の確認体制の整備・運用・見直し。	4.71	3.71	1.00
34	6	固定資産の現物の保管管理体制の整備・運用・見直し。	4.35	3.35	1.00
20	3	予算の積算、進捗管理、補正予算などを規定した予算管理規程等の整備・運用・見直し。	4.53	3.65	0.88
13	2	過年度の会計処理の誤りによる計算書類並びに社会福祉充実残額の誤りの認識を修正する体制の構築。	4.00	3.13	0.87
17	3	財務、人事、ITなど管理機能の法人本部への集約化等による本部機能の強化。	4.53	3.75	0.78
16	3	法人の裁量基準、職務分掌・職務権限の整理による職務権限規程（規則）の実効性確保。	4.71	3.94	0.76
33	6	預金の支払手続きにかかる内部牽制ならびに預金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	4.71	4.00	0.71
10	1	拠点区分の財務状態（リスク）を分析し、報告する体制の整備。	4.59	3.88	0.71
12	1	施設・事業所の利用人数、職員数、稼働率等の非財務データによる要因分析をおこない、収益性の評価と改善点を認識する体制の整備。	4.69	4.00	0.69
29	4	在庫管理業務にかかる内部牽制ならびに業務の標準化・手順書の整備・運用・見直し。	4.19	3.50	0.69
15	2	会計基準省令、運用指針、その他会計関係通知等の不明点を解消する体制の構築。	4.50	3.82	0.68
22	3	人材育成制度（考課制度、キャリアアッププラン、メンタルケア、研修計画等）の整備・運用・見直し。	4.81	4.18	0.64
36	7	請求時における加算・減算要件の確認体制の整備・運用・見直し。	4.50	3.88	0.62
14	2	内容不明なまま繰り越された貸借対照表残高を解消する体制の構築。	4.73	4.13	0.60
32	6	現金の入出金手続きにかかる内部牽制ならびに現金の保管にかかる管理体制の整備・運用・見直し。	4.75	4.18	0.57
9	1	会計業務の効率化による、拠点区分（施設・事業所）の月次報告書（試算表）の作成。	4.69	4.12	0.57
11	1	法人全体の財務状態（リスク）を分析し、理事会へ報告する体制の整備。	4.69	4.12	0.57
23	3	公印・銀行印の使用管理体制等の整備・運用・見直し。	4.56	4.12	0.44
38	8	業者選定手続きの透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	4.81	4.41	0.40
39	8	契約の透明性にかかる内部統制手続きの整備・運用・見直し。	4.75	4.47	0.28
18	3	コンプライアンスにかかる法人の取り組み（組織、責任者、研修の実施）の可視化。	4.75	4.53	0.22
40	8	施設整備にかかる会計処理の不明点を相談することによる会計処理の重要な誤謬の回避。	4.69	4.50	0.19

(4) 改善の「必要性」と改善の「意欲」との統合指数

上記(2)で示された法人と会計監査人との現状認識格差が大きいものを改善の「必要」指数と定義し、また、上記(3)で示された法人の現状評価と将来の改善水準との差を改善の「意欲」指数と定義した場合、両指数の合計値(改善「必要」指数+改善「意欲」指数)が高いほど、必要性の高い項目に対して、改善の対策を講じていこうという法人の姿勢を見て取ることができる。

これは、法人と会計監査人の対話を通じて、改善すべき項目が明確化されるとともに、それを法人が自発的に改善していこうという認識に至ったという点で、会計監査導入により期待される効果の一つである。

図表 27 改善の「必要性」と改善の「意欲」との統合指数(平成30年)

改善「必要」指数		改善「意欲」指数		「必要」指数 +「意欲」指数	
視点2	8.00	視点7	8.00	視点7	14.08
視点7	6.08	視点5	6.75	視点4	9.20
視点4	5.10	視点4	4.10	視点2	9.11
視点3	4.12	視点3	3.62	視点3	7.74
視点8	1.51	視点2	1.11	視点5	6.95
視点6	0.86	視点8	1.04	視点8	2.55
視点5	0.20	視点6	0.77	視点6	1.62
視点1	0.00	視点1	0.00	視点1	0.00

(注) 最上位の視点を「8点」、最下位の視点を「0点」とし、その間の視点については、差分を取り順位をつけ、合計値を統合指数とした。

上図をみると、「視点7」(事業収益算定要件の確認体制の整備・運用の向上(収益の過誤請求の回避))が最も高かった。収益算定要件の確認は、行政監査等とは異なる会計監査人監査特有の内容であることから、この視点が高くなったと考えられる。

図表 28 参考：改善の「必要性」と改善の「意欲」との統合指数(平成29年)

改善「必要」指数		改善「意欲」指数		「必要」指数 +「意欲」指数	
視点6	8.00	視点5	8.00	視点5	13.44
視点3	6.68	視点4	7.68	視点4	12.94
視点5	5.44	視点7	7.16	視点3	12.66
視点4	5.26	視点3	5.98	視点6	12.52
視点2	5.21	視点6	4.52	視点7	10.33
視点7	3.17	視点2	4.08	視点2	9.29
視点1	3.04	視点1	0.35	視点1	3.39
視点8	0.01	視点8	0.02	視点8	0.03

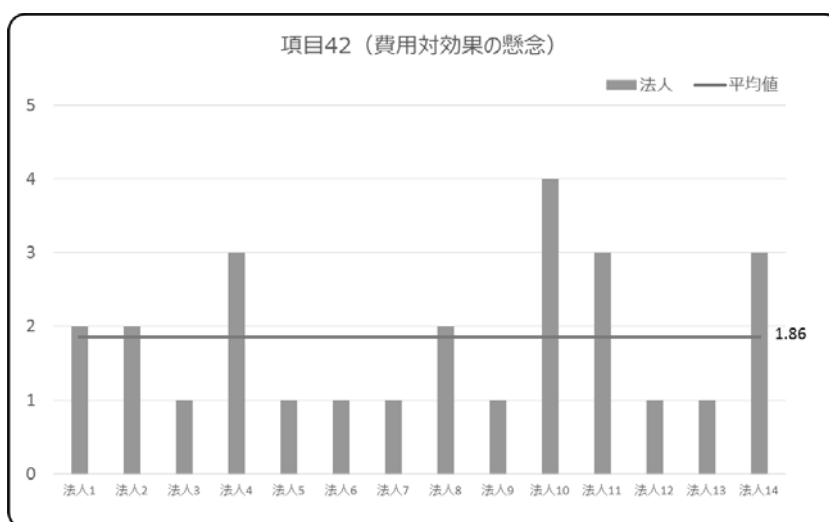
(5) 会計監査導入に関する課題

会計監査導入に関する課題としては、項目42「監査費用の負担に対して、費用対効果として、満足できる成果が得られないという懸念」、項目43「担当者の兼務状況や労務負担等、法人側の監査受け入れ体制の整備にかかる懸念」、項目44「会計監査設置義務の適用範囲拡大に伴い、会計監査人の需給がひっ迫する懸念」について5段階評価を行った（「5」大いに懸念している～「1」ほとんど懸念していない）。

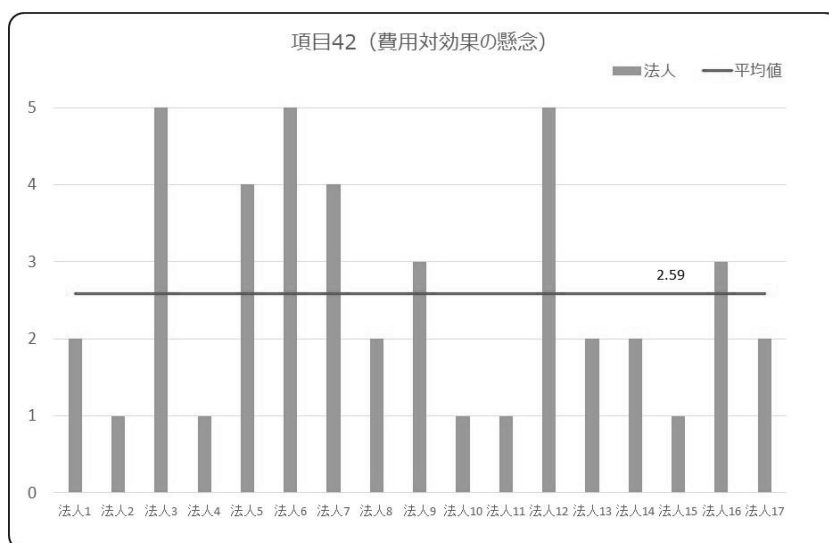
その結果、項目42、43、44の平均値はそれぞれ「1.86」、「2.86」、「2.14」となり、懸念の程度はさほど大きくない状況にあるといえる。

また、項目42、43、44ともに、法人間でのばらつきが大きく、法人によって課題の受け止め方に差異がある。

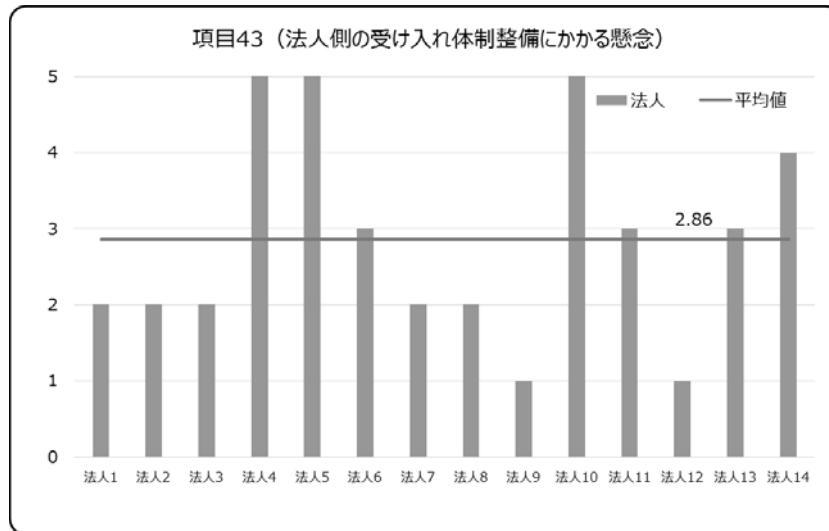
図表 29 会計監査に対する費用対効果の懸念（平成30年）



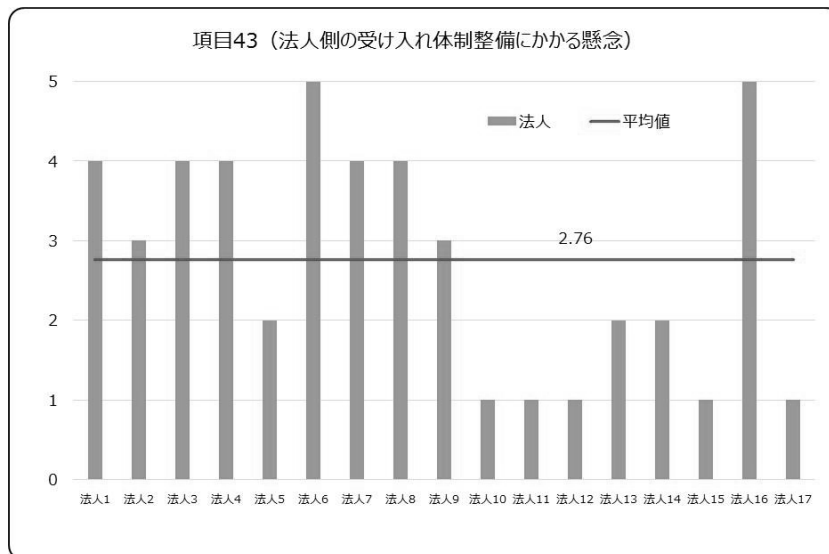
図表 30 参考：会計監査に対する費用対効果の懸念（平成29年）



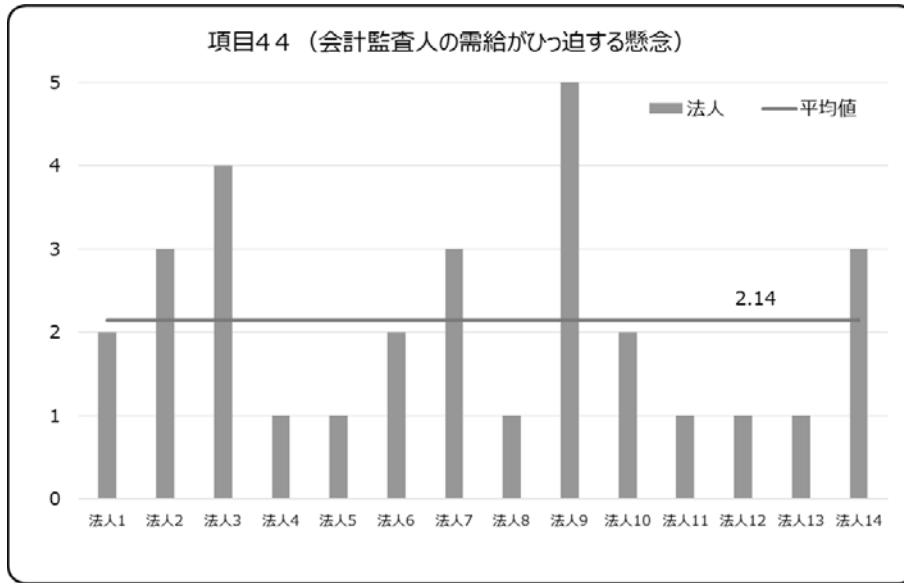
図表 31 会計監査に対する法人の受け入れ態勢設備にかかる懸念（平成 30 年）



図表 32 参考：会計監査に対する法人の受け入れ態勢設備にかかる懸念（平成 29 年）



図表 33 会計監査人の需給がひっ迫する懸念（平成 30 年）



*平成 29 年度の調査では項目 44 はなし

懸念事項に対する自由記述は以下のとおりである。

費用対効果

- A) 会計監査人の専門家から自法人の経営環境について具体的に指摘されることから業務改善が見込まれるので、監査費用の負担は当然のことである。
- B) 懸念はない。内部統制・職員の意識改善の成果が得られるよう期待している。

法人の受け入れ体制に対する懸念

- C) 一度予備調査をすることで課題が整理されるため、次回以降の労務負担や体制の整備に懸念は少ない。
- D) 信頼性や透明性の確保のため、必要な業務と認識しており、多少の業務負担は覚悟している。
- E) 監査対応に係る負担は増えているが、法改正に伴う業務量の増加であり、やむを得ないものと考えている。むしろ、会計監査は、自治体による指導監査とは異なり、各拠点を横断的に監査するため、拠点間の業務や会計処理の差異が明確になり、法人全体として改善すべき事項が明確になるメリットがあると考ええる。

会計監査人の需給がひっ迫する懸念

- F) モデル事業導入以降も引き続き依頼したいという前提で行っているため、懸念は少ないが、会計監査人の見直しとなった場合は県内に会計監査人がいないため、懸念が増える（岩手県）。
- G) 適用範囲拡大に伴い、同時期に会計監査を必要とする法人が多数となるため十分な監査が受けられない。社会福祉法人を監査できる監査法人の数が地域に少ない（栃木県）。

第4章 会計監査導入の効果・課題の検証

1. ヒアリング調査から得られた結果

平成29年度にアンケート調査を行った法人のうち8法人について、会計監査報告を踏まえた会計監査導入の効果および課題についてヒアリングをした結果は以下の通りである。

(1) 会計監査導入の効果

会計監査導入効果のうち、法人が特に実感したものは「法人の経理担当者の実務能力向上」である。これは、会計監査人の指導的機能が発揮された結果と考えられる。

また、専門家のお墨付きによる法人経営の信頼性向上、適正な会計処理を通じた法人運営の透明性確保、内部統制等経営基盤の整備といった効果もあげられた。特に、内部統制構築については、昨年度調査において、「改善の必要性が高く、かつ、改善に向けた意欲が高い項目」とされており、こうした点が具体的な改善効果として現れている。

(2) 会計監査導入の課題

8法人へのヒアリング調査では、会計監査導入に関する課題や懸念事項は特に聞かれなかった。

(3) 監査報酬額の水準

監査報酬（人日あたり）は、約8万円～10万円が多かった。ただし、6.5万円というケースもあった。

一部の監査報酬にばらつきがみられるが、社会福祉法人の会計監査導入初年度であり、会計監査人側も社会福祉法人側も監査の実施範囲、監査の対応にあたって手探りであったために監査日数の見積りならびに監査日程の調整にあたり不測の事態があったなどが考えられる。

(4) 会計監査導入による法人の事務負担

事務負担については、通常の決算事務で対応可能な範囲におさまっており、会計監査導入に伴い追加的に発生した事務負担はそれほど多くないようである。

事務負担を、「事前準備」「当日対応」「事後対応」に分けた場合、「事前準備」にて預金や債権の残高確認に関する負担が大きいとの意見があったものの、ほとんどが会計監査人への直接対応や質疑応答など「当日対応」に関する負担であった。特に距離の離れた複数の施設を有する法人の場合、施設往査に同行することで相当の時間を要していたようである。

なお、「事後対応」については、一部法人で拠点の附属明細書の訂正の必要があったとのことであるが、その他法人はほとんど負担感がなかったとのことである。

(5) 会計監査導入に対する今後の期待

会計面の指導はもちろんのこと、法人の経営基盤強化に向けたロードマップの提示、ま

た財務諸表に基づく経営分析やそれに基づいたアドバイスなどを期待する意見が多かった。

(6) 次年度以降の継続意向

8 法人のうち7 法人が「次年度も継続予定」で、1 法人は「未定」であった。公認会計士監査を受けることは、監査報酬や事務の負担が大きいため、法定監査の対象となるまでは、会計及び内部統制の支援という形でのサービス提供を受けることで、内部管理体制レベルの維持向上を図りたいとの意見もあった。

2. アンケート調査から得られた結果

以下に記載するアンケート調査結果については、法人が会計監査報告を受ける前の段階で、今後期待される効果や改善の方向性をアンケート調査等により確認したものであることに留意が必要である。

今後、法人が会計監査報告を受けたのちに、改めて本調査結果の検証を行うことが必要である。

(1) 収益算定要件の確認体制の整備・充実

P63 のアンケート調査分析（統合指数分析）で見られるように、アンケート調査対象となった14法人については、視点7「事業収益算定要件の確認体制の整備・運用の向上」が、法人にとって改善の必要性が高く、かつ、改善に向けた意欲が高いものとしてあげられた。

収益算定要件の確認体制の整備並びに運用は、会計監査人監査において会計上の重要な誤りが生じるリスクが高い項目として重点的に監査が行われ、指導的機能も発揮されることから、この視点が高くなったと考えられる。

(2) 自法人の強みや課題の明確化、中長期的視点での経営に向けた意識の確立

P47 のアンケート調査結果（中長期的に期待される効果）では、項目番号1「会計監査導入により、自法人の経営環境（内部経営環境・外部経営環境）を把握する機会になる」、項目番号2「計算書類等の誤りの修正や財務リスクの把握を通じて、経営戦略や中長期計画を実現するために財務面の改善が必要であるとの認識につながる」、項目番号7「行政指導監査との指摘とは異なる気づきにより、業務改善が期待される」の3項目が、5点満点中4.64点ともっとも高い評価値平均となった。

これらの項目は、平成29年度調査においても、5点満点中4点以上になっており、法人の経営戦略や中長期計画の策定・実現のためには、経営環境の把握のほか、財務状況の適切な認識が必要であり、会計監査の導入により適正な計算書類等を作成することは、法人の中長期的な取組みにも寄与するという効果が期待されている。

なお、項目番号5「コンプライアンスおよびガバナンスの向上を通じて、職員の労働環境の改善が図られ、職員満足度（ES）の向上につながる」や項目番号6「人材育成の仕組みが定着することで、提供するサービスの質向上と利用者満足度（CS）の向上につながる」は平成29年度調査と同様に低い評価値平均であった。

(3) 会計監査人のひっ迫に関する懸念

会計監査導入に関する課題（懸念事項）について、項目番号 42「費用対効果が得られるかどうかに対する懸念」、項目番号 43「法人の受け入れ態勢整備に対する懸念」、項目番号 44「監査人の需給がひっ迫する懸念」の 3 点のうち、平均値が最も高い（懸念度合いが高い）項目が、43「法人の受け入れ態勢整備に対する懸念」であった。平均値は 2.86 で、平成 29 年度調査における同質問の平均値 2.76 よりもわずかであるが増加している（懸念度が増している）。

ただし、自由回答では、「(会計監査は) 法人の信頼性向上、運営の透明性確保のために必要なことと認識しており、多少の業務負担は覚悟している」という記載もあり、会計監査導入による負担増加への懸念はあるものの、法人経営・運営の質的向上をはかるうえで必要なコストと考えているようである。

以上のように、アンケート調査を通じて会計監査導入によって期待される効果としては、法人の会計および経理面の基盤強化とそれを通じた経営力の向上であるといえよう。ただし、本調査は以下の点で、「会計監査導入の効果」を分析し結論付けるには、限界がある点に留意が必要である。

- ・ アンケート調査は、会計監査報告を受ける前に行われたものであること。
- ・ アンケート調査の対象は 14 法人であり、かつ、これらは会計監査人の設置が義務化されていないにもかかわらず会計監査人を先行して設置したという意味において、会計監査導入に対して比較的前向き意識を有している可能性が高いこと。
- ・ アンケート調査の対象法人に対して、ヒアリング調査を実施していないこと。
- ・ 調査対象は社会福祉法人にとっての会計監査導入による効果であり、外部利害関係者にとっての効果は調査対象としていないこと。

3. 委員からあげられた意見

本調査は、学識経験者、公認会計士、および法人経営者により構成される検討委員会を設置し、各種検討を行った。

前述のように、本調査で実施したアンケート調査の結果のみでは、会計監査導入の効果を分析し結論付けるためには限界がある。このため、検討委員会では、かかる点を補いつつ、会計監査導入の効果、および、課題について以下の意見を頂いた。

(1) 会計監査導入について想定される効果

① 法人経営の透明性、信頼性の向上

社会福祉法人を取り巻くステークホルダーは、利用者はもちろんその家族、ボランティア、地域住民、取引業者など多岐に渡る。

これらステークホルダーに対して、法人の実態を反映した計算書類や財務状態に対する経営者の所見を適時・適切に開示することは、社会福祉法人が地域のなかで選ばれる存在になるためには不可欠といえる。

これら開示資料について会計監査人の監査を受けることは、専門家からの“お墨付き”をもらうことになり、経営の透明性向上とともにステークホルダーからの信頼性向上にも寄与することになると期待される。

② 業界の社会的信頼性の向上

公認会計士法第1条に規定されている公認会計士の使命によると、会計監査は必ずしも「不正」の発見を直接の目的とするのではないが、社会福祉法人の財務書類の信頼性の確保を通じ、より良い運営、ひいては全てのステークホルダーに寄与することが期待される。従って、会計監査制度は公共性が高く、その効果は、社会福祉法人のみならず、社会全体に及ぶものと想定される。

(2) 会計監査導入について想定される課題

① 社会福祉法人の課題

会計監査導入における社会福祉法人側の課題としては、会計監査人に支払う監査費用の負担があげられる。監査費用は、法人の内部統制の構築状況に依存するため、法人の内部統制が整備充実し、会計監査導入の効果が中長期的に実感されれば、費用負担感はおのずから軽減されてこよう、との意見があった。

なお、アンケート調査では、会計監査人が設置されることにより社会福祉法人の書類作成等の事務負担が大きくなるのではないかと指摘もあったが、社会福祉法人が作成

すべき計算書類等は法令等により定められ、これを適正に作成すること及び内部管理体制の整備・運用は、社会福祉法人にもともと求められているものであり、会計監査人を設置することにより新たな義務が課されるわけではないことに留意する必要がある。

② 会計監査人の課題

(ア) 監査人の確保

会計監査制度導入対象となる法人にとって、引受け手となる会計監査人をいかに探すかは重要な課題である。

地方都市部においては、そもそも会計監査人が少ないことから選任には相当の時間と労力を割いているようである。

この点については、委員会で指摘されたように、地方において事業会社の会計監査に従事している会計士が社会福祉法人監査にも対応できるよう、行政、社会福祉法人業界、会計士業界を挙げて社会福祉法人や社会福祉制度に関する教育やマッチングシステムを充実させることが必要であろう。

(イ) 指導的機能の発揮

会計監査人による会計監査の対象は、計算関係書類、財産目録等であり、これらについて重要な点で適正表示がなされているかどうかの意見が提出されることになる。

一方で、社会福祉法人の公益性に鑑み、公認会計士等には、会計監査を通じて社会福祉法人の経営力の強化に資するように研鑽をすること、法人の実態にあわせたガバナンス体制への改善提案、監査意見の対象とならない計算書類（第2様式～第4様式）に誤りがあった場合には、改善に向けた助言をすること等の指導的機能の発揮が期待されている。また、監査の過程で識別した重要な内部統制の不備を適時に書面により監事に報告しなければならないこと等とされており、これらを着実に実施することにより、社会福祉法人が会計監査導入の効果を感じることに繋がると考えられる。

(ウ) 監査報酬額の格差について

第2章でみたように、監査報酬単価の水準は一部にばらつきがみられたものの、概ね8万円～10万円/人日となっている。今後、会計監査人側の社会福祉法人制度の理解、社会福祉法人側の会計監査制度への理解がすすむにつれ、監査報酬の水準も合理的な価格に向かうものと想像される。

上記（イ）でふれたように社会福祉法人の会計監査は指導的機能の発揮が期待されているところに特徴がある。すなわち経営の透明性の向上や内部統制の向上の観点から、法人運営の課題として認識した事項について、法人に指摘し改善を促すために助言をおこなうことが期待されている。このような会計監査の導入目的が達せられるように、会計監査人には日本公認会計士協会より公表された非営利法人委員会実務指針にしたがっ

て社会福祉法人の内部統制項目の整備と運用状況に留意し、内部統制の不備について社会福祉法人の理事長並びに監事との間で十分なコミュニケーションをとることが求められる。

会計監査人は会計監査の品質の確保、さらに指導的機能の発揮が求められていることに留意し、監査報酬の設定にあたって必要十分な日数を確保し、監査日数について十分な説明を行うとともに、社会福祉法人側でも会計監査人の提案内容について確認を行うことが重要である。

③ 行政の課題

(ア) 指導監査との関係について

会計監査人による会計監査は、法人自らが財務報告の信頼性を担保し、説明責任を果たすことを目的として実施される一方、行政による指導監査は、法人運営の適正性を担保することを目的として実施される。

それぞれ監査の趣旨は異なるが、会計管理の部分についての監査・確認が重複していること、会計監査により法人の財務会計に関する事務の適正性が確保されていると判断することが可能であるため、所轄庁の判断により、監査事項の一部を省略するなど、指導監査の重点化を図ることが可能である。また、監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書を活用することで行政による指導監査の効率的な実施を図ることが可能とされている。さらに、会計監査人による監査を受けた場合には、所轄庁の判断により監査周期の延長が可能となっており、その年に実施する監査について省力化・重点化が可能となるものである。

しかしながら、現在のルールでは、監査事項に重複部分があるとしながらも、所轄庁の判断により監査事項の省略が行われることになっており、所轄庁の判断によっては省略が行われない状況が考えられる。今後、制度施行の状況を確認しつつ、会計監査人から適正意見が提出された場合には、適正な会計監査が実施されたものとし、所轄庁の判断によらず、監査事項の省略や監査周期の延長を実施することも含めて、これら2つの監査の関係と在り方についても検討すべきではないかと考えられる。

(イ) 会計監査導入の趣旨の明確化

検討委員会においては、社会福祉法人における会計監査の役割について、決算書類の適正性や適法性に関する“批判的機能”はもちろんのこと、内部統制整備や経理担当者の実務能力向上といった“指導的機能”もあわせて発揮されることが、会計監査導入の趣旨を達成するために重要であるとの意見が聞かれた。

会計監査を受嘱した法人に対するヒアリング結果においても“批判的機能”と“指導的機能”の双方の効果が実感されているところであり、今後、行政としては会計監査導

入の趣旨について、一層の明確化および周知をはかっていくことが課題としてあげられる。

最後に 小規模法人の課題～専門家の積極的活用に向けて～

今回の制度改正では、一定規模以上の社会福祉法人については会計監査人の設置が法定化され、財務規律の強化に資する一定の仕組みが担保されているが、会計監査人の設置が法定化されていない法人についても財務情報の信頼性を確保する観点から、法人内部における内部統制が整備され、適正な会計報告を作成する体制が整備される必要がある。

一定規模に満たない法人に対しても、会計専門家の活用として、内部統制支援や事務処理体制の支援が推奨されている。

本事業では、平成 29 年度調査にて比較的規模の大きい法人を、また、平成 30 年度調査ではそれよりもやや規模の小さい法人を対象にアンケート調査を実施したが、これら法人については、会計監査導入の効果、期待が一定程度みられることがわかった。これらよりもさらに規模の小さい法人に対する支援については、全ての拠点を対象に継続的な支援を推奨する仕組みだけでなく、例えば行政による指導検査の結果を踏まえて、内部統制あるいは事務処理体制の弱いところに会計専門家の支援が提供されるなど、法人の規模・実態に応じて弾力的で実効性のある会計専門家の活用もあわせて検討すべきではないかと考えられる。

<参考資料>

専門家活用に関する事例紹介

第三回委員会では、会計に関する専門家活用に取り組む3法人より、専門家活用の背景、目的、導入のメリットやデメリット、課題、今後導入を検討している法人へのメッセージなどについて伺った。

1. 社会福祉法人 豊芯会

(1) 法人概要

所在地	・東京都豊島区
事業所数	・9
事業形態	・地域生活支援センターⅠ型、Ⅲ型、グループホーム、居宅介護、訪問介護就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練（生活訓練）、生活介護、など
会計上拠点数	・6拠点
設立年	・1995年
収益額	・平成29年度サービス活動収益額3.15億円
法人の会計担当の体制	・各事業所の主任が会計を担当。 ・決済責任は金額ごとで違って来るが、主任→部長→統括部長とあがってくる。その規則を法人内で調整中。
法人の経理担当体制	・法人全体の担当は3名 統括会計責任者1名 担当者2名（内派遣1名）

(2) 専門家活用の背景

平成18年の障がい者自立支援法の創設に伴う就労支援会計処理基準の適用等により、会計制度が大幅に改定されるという印象を持った。しかし、当時の法人職員の中に福祉会計の仕組みを理解している人がおらず、顧問税理士は、社会福祉法人会計に関して専門的な知識を有していなかった。また、補助金だけではなく給付事業も実施することになったため、福祉に詳しく、かつ、経営の分析等も出来る専門家をさがすこととした。平成22年に厚生労働省総合福祉推進事業を受託した際、公認会計士を紹介していただいたのが専門家活用の契機である。

(3) 専門家からのアドバイス

具体的には下記の内容のアドバイスをいただいた。

- ・定期的な総勘定元帳や証拠書類等（請求書・領収書）の確認を通じての日々の会計記帳業務に関する指導・助言
- ・決算時の貸借対照表残高の確認、注記、附属明細書等の内容の確認、積立金の積立に関する指導・助言
- ・決算時の消費税計算、源泉所得税に関する指導、税務調査の際の立会い
- ・理事会や評議員会へのオブザーバーとして出席、法人の現状等に関する報告等
- ・行政監査立会い
- ・社会福祉充実残額の計算
- ・職員に対し、会計に関する基本的な事項、事業計画等をテーマとした研修会の講師
- ・経営分析の実施とそれに基づく経営改善に関する助言・指導
- ・新たな障害福祉サービスを開始する際の助言・指導、内部統制に関する助言・指導等

(4) 導入のメリット・デメリット

(メリット)

- ・事業所ごとの月次報告を可能とするために、各事業所の管理者責任等を明確化し、従前は配置していなかった統括会計責任者を配置するとともに、各事業所に会計責任者を配置するようになった。

(デメリット)

- ・専門家による月次通査を定期的に受ける事になったため、資料の準備等の事務負担が増加した。
- ・月次通査により役員会、拡大役員会での月次報告が可能となった。そのための資料作成のための事務負担が増加した。

(5) 専門家活用による効果と課題

(効果)

- ・福祉事業を経営的な視点から分析するようになった。
- ・各事業所の職員が収支計算書を読み解けるようになった。
- ・社会福祉充実計画の仕組みを理解できた。
- ・会計処理の精度が向上した。
- ・疑問等を適時に相談し、解決できるようになった。
- ・専門家が入る事によって会計に透明性が出て事業所毎に月次報告を行い、前年対比、予算執行状況等把握するようになった。
- ・各事業所と経理が協力しあい予算を考えるようになった。

- ・中長期計画の検討を重ねている。今年度中に完成予定。

(課題)

- ・専門家任せにするのではなく、自分達で事業を考えるようにする。
- ・福祉の理念と経営の理念を融合して事業をいかに進めていくかを考える。
- ・中長期計画を早急に立て、計画実行に伴う振り返りを行う。
- ・本部機能の構築
- ・組織規程、専決規程等作成し、具体的な業務の役割等を明確にし、ガバナンスを強化する。

2. 社会福祉法人 杉の子福祉会

(1) 法人概要

所在地	・宮崎県延岡市
事業所数	・2拠点3事業所
事業形態	・幼保連携型認定こども園（2か所）、児童館（こども園併設）1か所
会計上拠点数	・2拠点
法人認可	・1977年（それ以前は無認可であった）
収益額	・平成29年度 事業収益3.03億円
会計監査実施状況	・平成12年の会計基準の変更により決算業務を法人で行うことが難しくなったため、税理士と顧問契約を結んだ。
税理士法人との顧問契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会計税務業務（記帳代行、試算表の作成、計算書類の作成、年末調整、税務調査立会） ・人事管理（給与計算） ・行政対応（法人・施設の指導監査立会、社会福祉充実残額の算定、財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目リスト作成） ・内部統制（諸規程の見直し・作成、理事会・評議員会への立会） ・その他（園舎建築の際の予算管理、地域公益事業の予算管理、ワムネットへの入力） <p>費用は11万円（月額契約）</p>
公認会計士（監査契約）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設会計の計算書類の監査 ・監査見積時間（1施設当たり24時間） ・450,000円（1施設当たり）
法人の経理事務体制	・2拠点3事業所で、平成9より事務専門が1名専任に、山下保育園では保育士が事務中心であるが、事務と兼任。

(2) 専門家活用の背景

平成12年の会計基準の変更により決算業務を法人で行うことが難しくなったため、税理士と顧問契約を結んだ。

また、当法人が専門家を活用する目的は下記のとおりである。

- ・事務担当職員の負担軽減のため

- ・法人の本来業務に集中するため
- ・各種関係者に対して的確な説明責任を果たすため
- ・行政の指導監査に対応するため
- ・行政の指導監査省略のため

(3) 導入のメリット・デメリット

(メリット)

- ・税理士と公認会計士とのダブルチェックにより計算書類の信頼度が高まる。
- ・会計・税務に関する相談ができる。
- ・アドバイスを適宜受けることにより法人の意思決定が早くなる。
- ・評議員会・理事会がスムーズに進行する。
- ・施設監査（会計に関する部分）が省略される。
- ・法人の中長期的な計画が立てやすくなる。

(デメリット)

- ・コストがかかるが、今の金額では問題はない。

(4) 今後の課題

- ・専門家（公認会計士・税理士）団体による資質の向上
- ・社会福祉法人に精通した公認会計士や税理士の見分け方
- ・行政による指導監査と公認会計士監査や税理士による財務支援の違い
- ・財務会計や事務処理体制の整備に対する評価

(5) 今後導入を検討している法人へのメッセージ

自分の法人のような1法人1施設に近いところでも、専門家の活用はメリットがある。保育士が事務と兼任だと負担が大きいので、会計の専門家を入れて、自分の仕事に専念できるメリットは大きい。

(6) その他

法人のある宮崎県延岡市ではどの税理士が社会福祉法人に精通しているのかわからない。すべての税理士が福祉法人に精通しているか、福祉法人に強い会計士がわかるような仕組みがあれば活用に繋がると思う。田舎では公認会計士自体を探すのが難しい。

3. 社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団

(1) 法人概要

所在地	・東京都世田谷区
事業所数	・9事業所・法人本部は高齢者施設の中にある。
事業形態	・特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、通所介護、保育園
会計上拠点数	・社会福祉事業6拠点・公益事業3拠点
法人認可	・1953年
収益額	・平成29年度 サービス活動収益 12.88億円 資産の部合計 18.9億円
負債額	平成29年度 負債の部 1.7億円
税理士法人との顧問契約	・全般的統制、会計管理制度の整備状況、月次決算報告、会計管理制度の運用状況、予算立案、決算
法人の経理事務体制	・特別養護老人ホームに本部があり、本部は専任職員が1名。専任職員は給与計算と社会保険関係で総務に近い働きをしている。 ・保育園には保育士の資格を持った事務が1名ずついる。保育園の給料は保育担当
法人本部の機能設置のや時期	・元々本部はあったが、位置づけは平成14年に評議会をつくり、そこからスタートした。

(2) 専門家活用の背景

介護保険制度の2年目にあたる平成13年度は、老人福祉部門において、特別養護老人ホーム部門と在宅部門にそれぞれ交付されている激変緩和のための補助金の減額に対応しながら、介護保険収入による施設経営の自立に向けて組織的に取り組んだ一年であった。しかしながら、6月13日の東京都の指導検査で平成12年度決算における移行時処理の不備が指摘され、最終的に監査法人に12月から3月にかけて不備に関する指導を依頼した。

実施2年目には、監査法人の指導で業務棚卸会議の開催、日常業務のチェック、中間決算数値のチェックを実施し、予算管理を徹底すると同時に、中長期の収支見込を踏まえた経営計画を立案し、施設経営の自立に向け着実な一歩を記すことができた。

以下の項目についてアドバイザー業務を依頼した。

- ・全般的統制（定款、経理規程、稟議規程）
- ・会計管理制度の整備状況（業務分掌、職務権限、契約書、会計処理ルール）
- ・月次決算報告（月次決算ルール）
- ・会計管理制度の運用状況（出納業務、収納業務、固定資産管理、購買）

（上記の実施時期：11月、約6人日、会計管理体制の運用状況については、金額的重要

性の高い特別養護老人ホーム、保育園を重点的に実施)

- ・ 予算立案（時期：2月、人数約6日人、予算作成ルール、事業計画との整合性）
- ・ 決算（次期：5月、約6日人、決算手続ルール、チェックリスト、表示内容）

（3）導入のメリット・デメリット

（メリット）

- ・ 外部の専門家の視点を入れることにより、タイムリーな法人ルールの見直しや施設での業務プロセスの改善につながり、ガバナンスの向上が図れた。
- ・ 会計処理についての個別相談窓口ができる。
- ・ 各種通達についてのアドバイスをもらい、深度ある理解が可能。
- ・ 資金移動についてアドバイスを受けることにより、法令を遵守した資金運用ができる。
- ・ 的を絞った契約により、費用は想定以上に膨らまない。
- ・ 数字とリンクした中期の事業計画が作成可能となった。

（デメリット）

- ・ デメリットは感じないが、専門家（会計士）と専門職（事務職員など）とのシンパシーが大事である。
- ・ 社会福祉法人の役割、使命を理解していない会計士が担当者となった場合には、会計士の助言内容が的を射ていないケースや、法人側で理解をするための時間がかかる可能性がある。

（4）今後導入を検討している法人へのメッセージ

- ・ 内部統制の向上にかかわる支援業務により、財務情報の信頼性向上に役立つ。
- ・ 経営判断（ヒト・モノ・カネ）に必要な財政状態が信頼性をもって適時に把握できるようになり、適時適切な意思決定が可能となる。
- ・ 不正発見の早期化や、不正の抑制効果が期待できる。
- ・ 規程の整備や更新、事業計画の進捗管理（PDCA サイクル）が円滑に行えることにより、人材の育成に繋がる。
- ・ 人材育成は職員の定着に繋がり、安定した組織運営が可能となる。

厚生労働省 平成 30 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

平成 30 年度 社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査研究事業

発行：みずほ情報総研株式会社

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2 - 3

TEL : 03 (5281) 5275

FAX : 03 (5281) 5443